

同(穀田恵二君紹介)(第三七五六号)
同(佐々木憲昭君紹介)(第三七五七号)
同(志位和夫君紹介)(第三七五八号)
同(塩川鉄也君紹介)(第三七五九号)
同(高橋千鶴子君紹介)(第三七六〇号)
同(吉井英勝君紹介)(第三七六一号)
憲法九条を守ることに関する請願(志位和夫君紹介)(第三六六五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
内閣の重要政策に関する件
栄典及び公式制度に関する件
男女共同参画社会の形成の促進に関する件
国民生活の安定及び向上に関する件
警察に関する件
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案起草の件

○中野委員長 これより会議を開きます。

内閣の重要政策に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として内閣府大臣官房審議官殿川一郎君、国民生活局長西達男君、公益認定等委員会事務局局長戸塚誠君、警察庁生活安全局長片桐裕君、交通局長末井誠史君、財務省大臣官房審議官古谷一之君、理財局長中村明雄君、厚生労働省大臣官房審議官中尾昭弘君、農林水産省大臣官房審議官小風茂君、資源エネルギー庁資源・燃料部長北川慎介君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○中野委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。高市早苗君。

○高市委員 自民党の高市早苗でございます。

質疑の時間をちょうだいいたしまして、同僚委員の皆様へ感謝申し上げます。また、今村副大臣には、御多用の中お出ましいただきまして、本当にありがとうございます。

ちょっと冒頭につかぬことを伺いますけれども、副大臣が私からの質疑通告内容を知ったのはいつでしょうか。また、副大臣の方から、私の質問に対して、自分は答弁したくないとか、部長に答弁させるようにといった指示を出されましたでしょうか。

○今村副大臣 昨夜、きのうの夕方伺いました。それで、ぜひお受けしますよということによっておきました。

○高市委員 きょうは、午後の理事懇で本日の委員会開会が合意されましたこと、私の質問が決まりましたこと、その後質問を考えまして、通告をしたのはきのうの午後七時前後だったと思います。その後、農林水産省の企画官から電話がありまして、何とか副大臣答弁ではなく部長答弁でお願いしたいというお願いがありました。私の方からは、やはり政治家同士の話をしたいので、ぜひ副大臣というお願いをしたところでございます。

ところが、同じ党の先輩議員にそういう質問をするのはどうかと思うと言われちゃいましたので、副大臣は私の先輩ではなく同期でございますので、その旨も申し上げたんですが、私が議員会館を出した後も、農水省からうちの秘書の方に課長や部長から電話がありまして、実りある議論のために部長答弁でお願いしたい、それから、副大臣は同じ党の人からそんな質問をされることに驚いておられる、衆参ねじれの中で与党同士で議論すると都合があるのではないかとといった趣旨の、実に差し出がましい話がありました。

本委員会が審議いたしました国家公務員制度改革基本法案は、政治のリーダーシップ確立を目指す内容でございました。私は、今村副大臣御本人からぜひこれは部長答弁でということでお話がありましたら、もう快諾したのでございますけれども、農水省の事務方からそんな自民党内の人間関係とか衆参ねじれの話なんかを持ち出されるのは、甚だ心外でございます。

また、今村副大臣は大変農水行政に関して知識もあって優秀な方だと私は尊敬申し上げておりますのに、副大臣答弁では実りある答弁ができないような議論というのは、大変副大臣にも失礼なことだと思っておりますので、基本法案の議論を今参議院の方でやっている、そういう状態にあっても国家公務員の意識がついていないということについて、まずは抗議を申し上げさせていただきますので、副大臣からもよく言っておいてください。

では、質問に入ります。

林野庁に緑のオーナー制度というものがございまして。この制度は、十五年から三十年程度の長期契約期間を設定した上で、育った樹木の販売時点

で収益を分配する仕組みでございます。
私の選挙区に、昭和六十二年八月に国有林分収育林契約、つまり、緑のオーナー制度に一口五十万円で四口、合計二百万円分を出資された方がおられます。当時、地元営林署の職員から、国債並みの配当があり、森林維持によって国のためにもなるという説明を受けて、その方は、財産をふやせる上に国土保全に貢献できる制度だということに感心して、緑のオーナーになられたということ

です。
ちなみに、国債並みの配当という説明でしたので、昭和六十二年八月債の十年物国債の表面利率は四・六％でございました。平成十八年にその方の持っていた四口のうちの二口が満期になりましたため、一口売りましたところ、契約したときの半額以下の二十三万円にしかならず、国債並みの利益どころか、元本割れでございました。ことし

はいよいよ別の三口についても満期が到来してしまふということで、真つ青になっておられます。

また、緑と触れ合える、自分がオーナーである森林と触れ合えるということでしたので、当該森林を見に行ったところ、ろくに維持管理もされていなかった。つまり、お国のためになるという説明もうそだとわかったということで、憤慨しての御相談がございました。

この方の御指摘についてまず事実関係を伺いたいんですが、既に満期が到来した緑のオーナーのうち、収益が出資金を下回った方は合計何人いらっしゃるのか、それは全体の出資者の何割か、お伺いします。

○今村副大臣 まず、冒頭の件につきましては、大変不愉快な思いをさせてしまいまして、申しわけございません。私の能力を多分心配してのことだと思いますが、今後このようなことがないように、きちんと受けとめていくように指導していきたいというふうに思います。

さて、ただいま御指摘の件でございます。緑のオーナー制度につきましては、今委員の方から言われましたように、森との触れ合いとかそういうもののを含め、あるいは森林が果たす公益的機能等を含めて、ぜひ、森林を育て、そしてまたそれを一つの資産として運用できるようにということも含めてスタートした制度でございます。

今、担当者のお話もあつたと思いますが、結果として、非常に木材価格が低迷して、五十九年度から見ると、一番低いときには八割から七割近く価格が下落してしまいました。そういったことがこういった結果を生みまして、大変そこは残念であつたというふうに思っているところでございます。

今御質問の件でございますが、平成十八年度末までに満期に達して共有する樹木を販売したところは五百七カ所、契約者は九千七百八人いらっしゃいます。この中で、負担額を下回った方が実は九千三百人ほどいらっしゃるということで、今申しましたように、大変大部分の方に残念な結果に

なつたということでございます。

○高市委員 九千七百人中九千三百人が損をされたということですね。

平成十九年の十月二十六日に林野庁が発表されました緑のオナー問題検討チームの取りまとめ結果には、分収育林の募集当時の担当者に聞き取り調査をできるだけ実施したが、個別の勧誘において不適切なものは確認されていないと書いてございます。私に相談された方がうそを言っていると考えておられるのか、絶対に国債並みの配当といった勧誘はなかったのかどうか、お伺いします。

○今村副大臣 そのような事実は、確認した限りではございません。

ただ、当時の国債並みという話がございましたが、大体それまでは、木材価格というものが、ほぼ物価の水準といえますか、そういったものと連動して動いてきたような傾向もございました。そういったことを含めて言ったかと思いますが、言われたような事実はないと承知しております。

○高市委員 それでは、現場の募集担当者に限らず、農林水産省・林野庁職員が国民に対して、利回りがよいとか子や孫に財産が残せるといった説明、また、そう解釈されかねない説明をされたことはありましたか、なかったですか。

○今村副大臣 子や孫に資産として残したい云々、これにつきましては勧誘の文書の中にもございます。

○高市委員 利回りについて、かなり収入になるといった趣旨の発言はなかったですか。

○今村副大臣 これにつきましては、この仕組み、分収して生じる収入といったものを勘案しますと、これが、予定どおりといえますか、従来のもくろみでいけばこのくらいの利回りになるはずだということなどは恐らく言ったんじゃないかなというふうには想像はつきます。

○高市委員 言ったんじゃないかなじゃなくて、国民に対して言ったかどうかということを知っておりますが、私たち国会議員は、主権者たる国民

の代表でございます。そしてまた国民でございます。

昭和五十九年四月十一日、衆議院農林水産委員会が秋山林野庁長官が答弁されております。「杉、ヒノキによって違いますけれども、二・七ないし三・〇前後になるといふふうなモデル計算ではなっております。」「従来ほどの木材価格の上昇は期待できなくても、ある程度の期待はできると言います。」

そしてまた、昭和五十九年四月二十四日、参議院農林水産委員会でも、秋山林野庁長官は、林野庁が行っているアンケート調査の結果について、子供や孫に資産として残してやりたいという人が二・一％と述べました。つまり、国民の期待が資産をふやすことにもあるということを知っていたことになりまして。その上で、その委員会では、「具体的に利回りはどうかということになりますと、」「いわゆる価格の上昇を見ない場合には三・〇前後くらいだと思えます。」とも答弁されております。

また、この同じ委員会が公明党の鶴岡委員が、「分収益をどのくらいと国の方では見込んでおられるのですか。」と尋ねたところ、後藤林野庁次長は、「標準的な試算をしますと、三・〇％とか二・七％とか、そのくらいの数字がケースのとり方によつて出てまいります。そこにあと材価の上昇が何％乗るかということでございます。仮に材価の上昇を三・〇％とすれば六・〇％、四・〇％とすれば七・〇％といったような利回りに最終的になるわけでございます。」と答弁されております。

私の選挙区の方が出資した昭和六十二年の年でございますが、この年の五月の参議院農林水産委員会でも、田中林野庁長官は「分収育林、これは文字のとおりでございます。収益を分かち合う林でございます。これが経済的に全くペイしないということでは我々も設計はできませんし、売るわけにもまいらぬわけでございます。」と答弁されております。

また、昭和五十九年十月発行の「あなたも緑のオナー。」という募集パンフレットには、契約い

ただくときには若い森林ですが、二、三十年後には立派に成長して、例えば杉では、一口で、おおむね百平米の木造二階建ての住宅に使われる木材に相当する収益を受け取っていただけるものと思えますと書かれており、このパンフレットのキャッチコピーは、「ひと足先の大きな資産に」となっております。

つまり、国民に対する広報も、収益が得られると、どう考えてもそうとられる広報をされていましたし、国民の代表者である国会議員に対して、木材価格の上昇が期待できることや、木材価格は上昇しなくても三・〇％程度の利回りが期待できるということを堂々と林野庁は答弁されております。

この答弁を信じて地元で説明をした国会議員がいたとしたら、国が国民を欺いたに等しいと思うんですけれども、副大臣はそうは考えないでしょうか。これが一つ目の質問。

そしてもう一つは、平成五年後期以降の募集につきましましては、元本が保証されるものではない旨の記載がされております。しかし、制度が創設された昭和五十九年から九年間は、その旨はパンフレット類にも記載されておられません。少なくとも、パンフレットにこの元本保証がない旨が記載されていないかつ平成五年前期までに募集した出資者に対しては、費用負担額と分収額との差額を支払う必要があるんじゃないかと私は考えます。制度創設に向けてさきに紹介しましたような国会答弁をしていたことも考えると、国にはその責務があると思うんですが、副大臣の政治的な御判断、お考えはいかがでしょうか。政治家としての御答弁をお願いいたします。

○今村副大臣 先ほども答弁いたしました、やはり、これはある意味では、資産のポートフォリオをどのように持つかということはだれしも考えることでございます。インフレになれば、当然、インフレに強い資産を持つておいた方がいい、そういった観点からある意味では取り組んできたものというふうには思っております。

しかしながら、申しましたように、予想外の木

材価格の下落ということで、当初もくろんでおりましたおりの成果が上げられなかったということがこういった事態を招来したわけでございます。

それから、保証といえますかそういったものにつきましまして、そうではないということ、これを平成五年以降はきちんと皆様方にお知らせしていくということではしております。

以上でございます。

○高市委員 大変残念でございます。被害者の方は納得されておられません。

できましたら、最後に私が申し上げましたように、パンフレットに元本保証がない旨記載される以前の被害者について、救済策をもう一度、政治家として御検討いただけないか、これを強くお願いいたしました。質問を終わります。ありがとうございます。

○中野委員長 次に、田端正広君。

○田端委員 公明党の田端でございます。

きょうは私、自転車に関する質問をさせていたきたい、こう思っておりますが、道交法の関係でございます。

交通事故は減っているんですが、しかし、自転車の関係した事故というのがやはりふえているようでありまして、〇七年で十七万件発生しておりますが、九七年から比べて二割ぐらいふえているようであります。

自転車は、原則車道である、歩道は例外扱いである。そして、車道の場合は左側を通行する、歩道の場合は歩行者が優先である、そして歩道の中でも車道寄りを行く、こういう原則があるようでありまして、しかし、言われてみると、なかなかその原則を知っている人は少ないんじゃないか、あるいは守っている人は少ないんじゃないかというふうな気がいたします。

今回、こういう区分の見直しの中で、七十歳以上の高齢者、十三歳以下の子供に関しては歩道の通行を緩和した、こういうことも言われています。それはそれでいいのですが、私は、日

本は自転車に対する交通ルールというのが今までどちらかというと、車規制とかそういうことはたくさんありました、あるいはそれに伴う信号機の設定とか。しかし、自転車というものの対しての認識といえますか、ここが少し欠けていたのではないかと、こう思います。

地球温暖化の問題、あるいは歩いて暮らせる町づくりといったような観点から、今、再び自転車が身近な移動手段として大変見直され、便利に使われ、例えば高校生なんかは通学に使っている学校がほとんどだと思いますし、都会における移動手段としては、主婦は全く自転車を離せない、こういう状況だと思います。

大臣、自転車と歩行者との接触とかあるいは車との接触事故とか、いろいろありますが、このルール、そして自転車道をどう拡大していくか、このところをどういうふうにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

○泉国務大臣 委員御指摘のように、自転車に対する考え方が、やや今までは、それほど重きを置かれていなかったのではないかと思います。しかし、大変見直されておるといふこと、自動車社会、大都市というところ、特に、混雑をして交通事故の原因にもなつておるといふ実態からして、今回、先ほどおっしゃつたようなルールを一応決めさせていただいて、この上で自転車の安全な社会をつくり上げていくということを考えさせていただいたわけです。

今のところ、我々としては、モデル事業を決めさせていただいて、そのモデル事業の中で、問題あるいはこういうやり方がいかにどうかということを含めまして次の展開を考えていくという対応をさせていただいておるわけでございます。

また、モデル地区以外、事業以外のところでも、国土交通省等と相談をしながら、特に自転車と歩行者のふくそうするところと、それから舗装するとか、そういう地区については、カラーで舗装するとか、そういうような視覚に訴える安全の考え方をとらせていただく、こういうことを進めながら、自転車

社会をもう一度我々の生活の中に取り込んでいくということ、今、各都道府県警察と一緒に取り組ませていただいております。

また具体的なモデル地区の数も少のうございませうので、もう少し時間をかけていただいて、安全な自転車社会をつくり上げていきたいと考えております。

○田端委員 大臣が今おっしゃられたように、いろいろな形で今テストケースとして行われているということでありまして、それは大変結構だと思います。

例えば、亀戸の駅前、京葉道路、国道十四号線だそうでありまして、自転車道が〇・四キロですが、けれどもつくられた、それによって非常に歩行者との接触事故というのは減つていくということでもありますし、それから渋谷の方でも、都道で一・二キロにわたつて自転車専用通行帯というのが開通したということでもあります。

いずれも一・二メートルとか一・五メートルぐらいの幅ですけれども、しかし、そういうふうにするので安心だし、また歩行者の方もきちつと注意が出来ますから接触事故というのは減るのではないかと思いますから、ぜひこういうことを全国総点検していただいて、特に危険なところ、事故の多いところというのはあると思いますので、それは対応をぜひお願いしたいと思います。

また、駐輪場の整備とか歩行者通行のはつきりした認識の標示マークとか、あるいは、自転車が入つてはいけない、ここはだめですよ、こういうことが明確に利用者にわかるような仕組みをもつと積極的にやっていくべきだと思いますが、どうでしょうか。

○末井政府参考人 お答えいたします。

駐輪場の整備につきましては、地方公共団体、道路管理者、そして鉄道事業者等が行うこととなつておりまして、警察といしましては、必要な交通規制あるいは自転車のネットワークに応じた対処といったものなどを行いながら、また見やすくわかりやすい道路標識、そして道路標示とい

うものの整備に努めてまいることとしたいと存じます。

○田端委員 今回の教則の見直しの中で、六歳未満の児童を自転車で同乗させる、一人はいい、二人はだめだ、こういうことなんです、つまり、若いママさんは前と後ろに乗せて幼稚園とか保育所の送り迎えとかこういうことをされる、これがよくないということでありまして。しかし、使つておられる現場のお母さん方からの声を聞きますと、これはもう生活上必要だということ、これを切におつしやつていくわけでありまして、ここはもう少し緩和するといひますか見直すといひますか、余り厳しくする必要はないんじゃないかという感じもいたしますけれども、違反すれば二万円以下の罰金または科料、ちよつとこれは乱暴だなどという感じがいたします。

この辺、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思ひますが、これは都道府県の公安委員会によつてまた対応が違ふのかもわかりませんが、ぜひ警察庁の方でしっかりとした情報というものを全国に発していただきたい、こう思ひます。

それからもう一点伺ひますが、大阪では「さすべえ」といふんですけれども、日傘であれ雨の日であれ、お母さん方、婦人が傘を真ん中に差して、この「さすべえ」もいかに、こういうことである、しかし、これはまあ便利な知恵で生まれたいものでありますから、こういうことも、あれもいかにぬきぬきかぬきかというのではどうか、こう思ひます。信号無視とか二人乗りとか、非常にマナーの悪いものは確かにいっぱいあります。例えば携帯電話、メールをしながらとか、たくさんそういうことがありますが、しかし、生活上の知恵から生み出したそんなことまでいけないうことであるといふことはどうなのかなという点について、答弁をお願いしたいと思ひます。

○末井政府参考人 自転車利用者の交通違反に對しましては、指導、警告を基本として対応しているところでありまして、したがひまして、自転車に幼児二人を同乗させるいわゆる三人乗りにつきま

しても、明らかに悪質、危険な違反のほかは、安全教育や危険性の周知をなお一層図りますとともに、幼児二人を同乗させても安全に走行できる自転車の開発普及の可能性を追求していくことが適切と考えているところでありまして、現在、本年四月三日に検討委員会を立ち上げております。ここで幼児二人同乗用自転車に求められる条件などについて議論をしていただいているところであります、速やかに結論を得るよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、いわゆる「さすべえ」でございますが、自転車に傘を固定するための器具の使用というところどうと存じますが、これにつきましては、直ちに道路交通法違反となるものではないと思ひますが、その用い方、使い方によりましては自転車不安定となつたり、視野が妨げられたり、歩行者と接触するといった危険が生じますので、こういった場合には道路交通法違反となることとなります。

そこで、先般、交通の方法に関する教則を改正いたしました、このような点も含めまして自転車に関するルールやマナーの明確化を図ることによりまして、その旨の注意喚起を図つていくところでございます。

○田端委員 自転車というのは身近な移動手段として大変大事なものだと思ひますから、そのところはぜひ大臣もよく御認識をいただいて、国民の理解、また国民の皆さんが喜んでいただけるようなルールというものの、今まで自転車に対するルール規制といひますが、積み上げをやってこなかつたところの問題があるわけですから、ぜひひとつそういう意味でもこれはしっかりとよろしくお願いしたいと思ひます。

ところで、六月一日から後部座席のシートベルトが義務化ということになりました。これはまだ三日ほどしかたつていませんが、どういう状況なのか、大臣はどういう御認識であるのかということ。これは、シートベルトの着用率が上がるということによって事故が減つてきたというのはもう明確に

出ていますから、私は後部座席のシートベルトも非常にこれからは大事だ、こう思っております。

その中で、ちょっと一点ひつかかるのは、妊婦のシートベルトについては、道交法の中で装着することを例外にしている、しなくてもいいということになってるんですが、しかし、実際問題は、妊婦であろうと、母子ともの体を守るためにはされた方がいいのではないかと。実際には、おなかをうまく妊婦の方は自分の知恵でやるそうでありまして、この研究をやっておられる独協大学の

一杉先生のお話をこの前も伺いましたけれども、ほとんどの妊婦のお母さんは、シートベルトはきちんと赤ちゃんに負担にならないようにやっているといふことでありますから、これも本当は、母子ともの事故を防ぐという意味においては逆にきちっとした方がいいのではないかと、そう思っておりますが、大臣及び当局の回答をお願いしたいと思います。

○末井政府参考人 妊婦の方のシートベルトでございます。

現行の道路交通法令におきましては、妊婦の方にも原則としてシートベルトの装着義務がございます。まして、シートベルトを装着することが健康保持上適当でない方についてのみシートベルトを装着しなくてもよいこととされております。しかしながら、他方で、シートベルトの装着をより促進すべきであるという御意見もございまして、現在、諸外国の制度の調査や、妊娠中の方の死亡事故の実態などにつきまして調査を行っているところでございます。

今後、このような調査の結果や産科婦人科学会等の専門家の御意見を踏まえながら、妊娠中の方のシートベルトの正しい装着のあり方や、それを正しく御理解いただけるような広報啓発、安全教育のあり方を検討いたしまして、速やかに結論を得ることとしたいと考えております。

また、後部座席のシートベルトの装着の三日間の状況いかんという事実の関係で御答弁させていただきます。

三日間、当初、例えばタクシーの方あるいは高速道路のバスの方々といった不特定多数の方々についてどうかという御心配の向きがございましたが、少なくとも、私どもの方に都道府県警察の方からそういったことでトラブルがあったという報告は受けておりません。

ただ、現在、まだ装着率といえますのはそれほど上がっているわけではない、なお一層の広報啓発というものを推進していく必要がある、このように認識をしております。

○泉国務大臣 今局長から御答弁を申し上げたとおりでございます。後部座席のシートベルト、委員御指摘のように、装着しておる場合としていない場合とでは随分事故の発生率が違う。特に、前の座席に座っておる方の死傷は五十倍も違うというふうなデータが出ておまして、そのことを国民の皆様方も御承知いたしまして、この一日からの問題については大方の皆さん方に御理解をいただいておりますのではないかと、このように思っております。

ただ、このことをなお一層周知する必要があると思っておりますので、運転免許の更新時等についても徹底したお話をさせていただきますし、今までキャンペーン等もやってまいりましたので、シートベルトをつけて安全を守るという教育等の徹底をやつてきましたので、これをまたさらに続けていって、特に高速道路については厳重に対処していきたいと思っております。

それから、妊婦の話については、できるだけ早く研究会の結果を出していただいて、より安全な、妊婦自身それから胎児についても、交通事故の災難に遭われないような対処をしたいと思っております。

○田端委員 どちらにしても、交通ルールというのは国民の皆さんに対する周知徹底が大事だと思いますので、ぜひよろしくお願い申し上げて、質問を終わります。

○中野委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 民主党の泉健太でございます。本日は、さまざまな問題について取り上げさせていただきますので、答弁も多種多様にわたると思いますが、どうか御協力のほどよろしくをお願いいたします。

まず、一つ目でございますけれども、我が党は、ことしの二月十四日に、オウム真理教の犯罪被害者を救済するための給付金に関する法律というのを議員立法で提出させていただきました。我が党、枝野議員ですとか長島議員その他、私なども提案者になりながらこの法案の成立に取り組んできたわけですが、いよいよ、これはあくまで新聞ですとか、あるいは与野党の協議の中身ですけれども、一つの修正案という形で、この内閣委員会において成立を迎えるという状況まで近づいてまいりました。

あのオウム真理教、特に地下鉄サリン事件でいへばもう十三年たつておるといふ状況の中で、ようやく一つのまた進展が見られる。ただ、これだけで決して被害者救済というのには終わりでないし、今もなお、御遺族の方々、そして関係者、被害に遭われて障害が残つた方々も含めて、多くの方が心の傷を負つておるといふ状況はまだ引き続きあるということ、国民の皆様様の御理解もお願いをしたいというふうな思いながら、この法案の中身について、あるいは今後の警察のオウム対策についてというところで少し質問をさせていただきますというふうな思いです。

我が党が当初二月に出させていた法案の中では、例えば給付金の性質という点については、こういった国家に対するテロリズムに対しては、こういった国家に責任を負うんだというふうな立場から、できる限り国家の責任が明確になる給付金の性質というのを望んでおりました。そしてまた、損害賠償請求の中で、オウム真理教犯罪の被害者の方々が要求をしていた総額の中で、現在、まだ四割ほどしか損害賠償が行われていない、残り約二十五億円の賠償額について、何とかして全額を被害者の方々のお手元に届けてい

きたい、そういうこともできる限り求めていくというふうな法案を作成いたしました。そしてまた、後継団体に対しても、求償権を持つて団体の監視をしっかりと行っていくということも盛り込みをさせていただいたところでございます。

そういう中で、さまざまな法の整合性、あるいは実際の政治の中で今できることというふうな中で与野党の修正協議が進んで、今回、一部給付額について増額、こういったものをかち取りながら、そしてまた、国による求償権の取得については規定を置くというふうな形をもって、私たちは修正に今応じていただいているという段階であります。

そういった状況を踏まえて、改めて国家公安委員長、今後の警察における対テロリズム、そしてまた、こういった対オウム真理教並びにその関連団体についての監視、そういったことについてどのようにお考えになられておるか、覚悟と、そしてまた具体的中身があればお答えいただきたいと思っております。

○泉国務大臣 オウム真理教犯罪被害者の救済につきましては、与野党を超えて御議論をさせていただいておると承知をいたしております。この法案が成立をいたしました暁には、被害者の救済を図るというこの法律の目的に沿って、給付金が迅速に支給されるように、法的的確な運用に警察庁としては努めていきたいと思っております。

特に、我々は今もなおオウム真理教の活動は注視をしておるわけでございまして、これからもそういう違法な活動を許さないという姿勢はより続けてまいりたいと思っております。

○泉委員 修正の上、この法律案というものが今まともな、今後この委員会にもかかれらるというふうになるわけですが、その中で、給付の手続また事務に関しては、国家公安委員会、実際には警察庁という形で所管庁が定められるということになってまいるのでございます。

そういったことでいいますと、今回の修正案の中には破産管財人という文言も入れさせていただ

きました。給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会に申請し、その裁定を受けなければならない。この裁定について言えば、破産手続の中でさまざまな被害の認定を受けたという方々がおられるわけですが、できる限りお一人お一人の被害者の方の負担を減らしていただくことは今回の法の中にも盛り込まれておりまして、やはり、手続が二重三重になるようなことは極力防いでいただきたいというふうに考えております。

そういつたところで、ぜひ破産管財人ともしっかりと連携をして、申請者に対して過重な負担を課することのないようにというところについては御配慮をお願いいたしますが、いかがでしょうか。

○泉岡大臣 今御指摘のように、法律の中に、都道府県公安委員会は、申請者に過重な負担を課することのないように、捜査記録等の各種の公的資料を用いるなど、事案の実情に即した適切な判断を行うようにという趣旨のことを記していただいております。

本規定を受けまして、都道府県公安委員会では、関係機関が保有する公的な資料を積極的に活用する、そして、公的資料で確認された事実については、申請者に対してその立証のために必要な資料の提出を求めることなく対応するということを想定いたしております。御趣旨の線に沿って極力努力をしたいと考えております。

○泉委員 その他、先ほど申しました給付金の性質、今回は見舞金的な性格ということでございますが、今考えられている修正案の中には、あえて見舞金という書かれ方はされておられません。それは、この給付金そのものがさまざまな要素を持っているということもよく御理解をいただいて、こういった対テロリズムというところで、国家のかわりに犠牲になられた方々に対してはやはり国が今後しっかりと責任を負っていかなくてはならないんだ、そういう考え方を持っていたことが私

はより重要だというふうに思っております。その意味では、修正案の中で、「検討」ということで「国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」ということが書かれてございます。

今後、こういったテロリズムによる被害者救済のあり方、これをぜひ積極的に御検討いただくといいことを改めて明言していただければ幸いです。

○泉岡大臣 いわゆるテロ対策一般法についてどういうふうにかかるとかというお尋ねだと思いますが、犯罪被害者等基本計画に基づく経済的支援に関する検討会において検討された経緯を踏まえて、また、国の対処方針の内容として想定される事項が大変多岐にわたっておりまして、内閣府において所要の対応がなされていくと認識をしております。警察庁といたしまして、これに協力をしてまいりたいと考えております。

○泉委員 この修正、そして内閣委員会にこの修正案の提出というところに当たっては、本場に各党それぞれの御努力の中で、また合意の中でこの作業が進められてまいりました。そのことに敬意を表しながら、また、とはいえ、先ほど冒頭申しましたように、被害者の救済がすべて終わったというところでは全くないということも改めて再確認をさせていただきたいというふうに思います。

続いて、きょう取り上げますのは、今段階的に全国で導入が進んでおります、たばこの自動販売機におけるtaspoというカードの導入についてであります。

このtaspoカード、taspoですけれども、まず地域限定的にスタートをしながら、成人の認証を自動販売機で行うという目的で、未成年の喫煙を防止するということが目的であるわけですが、今順次この導入が進んでおります。

財務省に改めて、現在の導入の状況、これが直近のものがあれば教えていただきたいと思います。

す。

○中村政府参考人 お答えを申し上げます。

先生御存じのように、taspoカードは、平成十三年に業界の自主的な取り組みとして導入を決め、十六年五月に鹿児島県の種子島において実証実験を行ったところでございます。その結果を踏まえて、ことしの三月から、まずパイロットエリアということで、鹿児島及び宮崎県でサービスを開始したところでございます。五月に第一次エリアということで、北海道、東北、中国、四国及び九州でサービスが開始されまして、六月に信越、北陸、中部及び関西でサービスが開始されたところでございます。二十年七月に残ります関東及び沖縄のエリアでサービスが開始されまして、全国でサービスが開始されるところでございます。

○泉委員 願わくば発行枚数等も教えていただきたかったわけですが。

このtaspo、公安委員長はおたばこを吸われるか吸われないか、以前運転免許の話をお伺いしたときは免許がないというお話でございましたが、taspoカードでございます。後ほど、喫煙をされて、またtaspoカードを持たれているかどうかもお答えをいただければと思います。

このtaspoカード、やはりこれまでになかった枠組み、これまでは、当然未成年にはたばこを吸わせない、これは、国民の自主的な努力の中で、また業界のそれぞれの取り組みの中で、特段のこういったカードを作成するというような取り組みはなく、自主的にそれぞれ行われてきたわけですね。もちろん、今回のtaspoカードも自主的な取り組みの一つではありますが、その導入に当たって幾つか問題点が出てきておまして、きょうはちよつとそのことを紹介させていただきたいと思っております。

まず一つは、このtaspoカード、「譲渡、貸与を禁止します」ということがカードに書いてあるんですね。発行は社団法人日本たばこ協会でございます。一方で、taspoカードの普及率、先ほど

財務省からできれば発行枚数と言ったのはその辺なんです。現在の喫煙者の数に比べると、まだ相当低い現状でございます。

そういうことを考えると、たばこの売り上げが各地で激減をしているという状況もあるわけですが、そういう中で、それぞれのたばこの自動販売機を置いている屋内施設等では、例えばリゾートホテルですとか、あるいは大型銭湯なんかを考えていただくと、その中にたばこの自動販売機がある、しかしtaspoカードを持っていないお客さんが多数おられる、さてどうするかという中で、実はフロントでカードを貸しているという状況が今起こってきているわけでございます。

そういうことについて、これは新聞の報道でございまして、日本たばこ協会、taspoの発行元では、書いてあるとおり、譲渡、貸与を禁止しては禁止だ。しかし、メーカーさんであるJT側は、これは成人を確認するカードであるわけだから、お貸しをするときに、フロントから貸すときにその人が成人だということが確認できれば、それは事実上成人確認ができていくということじゃないかということをもつて、カードの貸与については、積極的に推進はしないけれども容認をしております。

というのは、実際には、JTのそれぞれの営業担当の方々が、こういうことでやたらどうですか、お客さんはそのかわり受付なりフロントなりで成人確認をしていただいたら、あとは施設内のことです、お貸ししたらいいですよというふうな形で営業を進めているということも伺っております。そういった見解の相違がある中で、しかし、カードの趣旨からいえばやはりちよつとおかしいんじゃないかという声もございまして、財務省、この両団体の見解について、財務省はどうお考えなのか。

○中村政府参考人 お答えを申し上げます。先生が今お話しされたような報道がなされたことは承知しております。これに対して、JT

の方からは、報道にありましたようなタスポカードの貸し借りを容認するようなコメントをした事実はなく、その旨、その記事を書きました新聞社に対して、その記事におけるようなJ-1のコメントは事実誤認である旨の申し入れを行っているというふう聞いております。

いずれにしても、タスポカードの他人への貸与につきましては、タスポの運営主体であります日本たばこ協会とタスポカード申込者の間で締結されており、タスポ会員規約によって禁止されているところでありまして、未成年者の喫煙防止の観点から、財務省としても会員規約を遵守していただきたいと考えております。

○泉委員 ここでもう一つ確認をしたいのは、財務省に確認すべきなのか警察庁に確認すべきなのかちょっとわからないので、どちらからでも結構なのですがお答えいただきたいんですが、要は、未成年者喫煙禁止法がございます。その中に、事業者の責務というんですね、未成年者に対してはこれを勧めてはいけませんというような条項があったというふうに思うんですが、果たしてそれにこのタスポカードの貸与というものがかかってくる可能性があるのかどうかということだというふうに思うんです。

これは、どちらがこの未成年者喫煙禁止法の有権解釈を行う立場にあるのかということで御答弁をいただければというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○片桐政府参考人 所管は私どもでございますので、お答えを申し上げます。

法律では年齢確認を行いなさいということが規定されておりまして、何をもちて年齢確認するかということとは個別具体的な事情に即して判断すべきものでございますので、一口に貸与と言っても、それに当たるケースもあれば当たらないケースもあるというふうに考えております。ケース・バイ・ケースであると考えております。

○泉委員 改めてですけれども、あえて残す意味で、カードの一般的な貸与であれば、一般的など

いうか成年に対する貸与であれば、法律上は、当然ですが何も問題ないということで、ちょっと確認をお願いできますか。

○片桐政府参考人 要するに、成年者であることの確認でございますから、タスポカードを他人に貸したとしても、貸した相手方が成年であるということが確認されれば、この法律の規定には違反をしないと思っております。

○泉委員 ありがとうございます。

システムが果たしてよかったのかということも含めて、今、愛煙家の方々の中でもいろいろな議論がございますし、その他周辺の方々の中でも相当議論があるこのタスポカードでございますが、もう一つお伺いをしたいことがございます。

福岡県警と福岡県警の中のある署が、タスポカードの導入後初めてとなるタスポカードの貸与による摘発を行ったという報道がありました。これは県警なのか署の方なのかで恐らく発表されたということが聞こえてきておりますが、その事実関係について警察の方からできましたらちょっと御説明をいただきたいのと、いわゆる未成年者喫煙禁止法違反容疑というようなかで書類送検がなされる。書類送検というのは一般的に警察が事案を発表するようなかものであるのかということも含めて、答弁をいただきたいと思っております。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

まず、事案の概要でございますが、お尋ねの事案は福岡県警における事案でございますが、被疑者である母親が、中学三年生の被疑者の息子が平成十九年夏ごろから喫煙していることを知りながら、たばこを買い与えるなどして喫煙を制止することなく容認し、また、平成二十年五月十二日、自宅において、息子がたばこを購入し喫煙することを知りながら被疑者名義のタスポカードを貸与し、もって息子が喫煙することを制止しなかったという事案でございます。本件につきましては、福岡県警察が平成二十年六月二日、福岡地方検察庁に書類送致したものと承知しております。

それから、こういった任意捜査の事案で発表する

のかどうかということでございますが、任意捜査の事案であるからといってすべて発表しないというわけではございませんで、事案について公益性があると思しうか、社会に警鐘を与えようか、また、こういうことを発表することについて公益性があるというふうな判断をした場合には、被疑者等のプライバシーも考慮しながら事案を発表するということはあるということでございます。

○泉委員 そうしますと、任意捜査はすべて発表しないわけではないということではありますけれども、改めてお伺いすると、通常はこういった書類送検レベルで記者発表することはないということとが一つ、そして、その判断をするのは果たしてどこになるのかということも重ねてお伺いをしたいというふうに思います。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げますと、若干今の繰り返しになりますが、警察が捜査に関して報道機関等に発表を行うに当たっては、被疑者、被害者を含め関係者の名誉やプライバシーの保護、捜査の遂行に及ぼす影響、そしてまた公表することによって得られる公益性の度合い等の諸事情を個別具体的に事案ごとに総合的に検討しまして、報道発表を行っているものと承知しております。これを発表するかどうかについては、各都道府県警察ごとに個別の事案ごとに判断をしているということでございます。

○泉委員 そうすると、今回は福岡県警としての発表をするという判断をしたということですか。

○片桐政府参考人 そのとおりでございます。

○泉委員 確かに、今、事例というか事案の紹介がございましたので、その中身については当然これは許されるべきものではないというように前提でございますが、私ちょっと過去数年調べてみましたが、時々この未成年者の喫煙禁止法違反容疑で事案が発表されているわけですね。ですけれども、ではそれが全件かといえば、例えば、平成十

七年においては、未成年者喫煙禁止法、総数五十六件、被疑事件の受理という形で件数があります。そしてまた、平成十八年では七十二件受理件数があるという状況の中で、新聞で発表された件数なんかを見ていくと、これまで、過去を含めても十件に満たないぐらいだけが発表されているという状況であります。

確かに、公益性、社会的影響、そういったものが皆さんの中で判断はなされているというふうに思うんですが、どの時点で発表されるかというのは、もちろんわかるわけのないことかもしれないんですが、公平性というところからいうと、初めて摘発したということで発表なされるということもわかるような気もするんですが、国民からすると多少わかりづらい状況に今なっているのではないのかということも気にしております。どういう事件が発表されるのか、そしてまた、どの時点で発表されるのか。

例えば、この未成年者喫煙禁止法についても、書類送検の後ほとんどが不起訴処分というような形にもなっておるわけでして、そういう中では法の中で配慮はなされているとは思いますが、それでも、やはりこういった新聞記事に出してしまうということでの、法を犯した人たちの、何というか、その辺も配慮されているということでありまして、プライバシーということからしても難しい部分があるんじゃないかということも考えております。

その辺ぜひ、警察の方では今後考えていただきながら、気をつけていただながら、何を公表するのか、何を公表しないのか、これはできる限りわかりやすい形で国民に御説明をいただきたいというのをきょうはお願いさせていただきたいというふうに思います。

続きまして、次は、岸田大臣にこれまでも何度かお伺いをしようとしていましてなかなか進まなかったことでもありますけれども、交通死亡事故ゼロを目指す日ということについて、国民運動として展開をされてまいりました。これは恐らく、こ

れまでの交通安全行政の中では、対策の中では初のこういった目指す日ということでの設定かというふうに思います。

この取り組み、どのような趣旨で今回初めて行われたのか、そして、実際にことしは、たしか年二回ということと既に二月と四月に行われておりますが、その結果がどのようなものであったのかも含めて御説明をいただきたいというふうに思います。

○岸田国務大臣 国民生活の安心、安全を守るために政府が全力で取り組まなければいけない、これは当然のことです。ただ、国民生活の安心、安全というのは、政府だけの取り組みで実現できるものではなく、やはり国民の皆さん一人一人に意識を持っていただき、またこうした取り組みに参加していただく、こうしたことが大切だと考えております。

このように、生活の安心、安全を守るために、国民の皆さんに広く意識を持っていただく、また取り組みに参加していただく、こういった趣旨から、福田内閣が進める生活安心プロジェクトの一環として、交通事故死ゼロを目指す日という国民運動をことしスタートさせたわけであります。そして、二月の二十日、四月の十日、この二日間を交通事故死ゼロを目指す日と定めて、運動を展開いたしました。

そして、二月二十日は交通事故死者数十名、四月十日も十名と、残念ながら交通事故死者数ゼロを達成することはかなわなかったわけでありすが、ただ、昨年一年間の一日当たりの交通事故死者数を見てみますと十五・七名でありますので、二月二十日、四月十日、この二つの日も、昨年一年間の平均の死者数と比べました場合に、交通事故死者数は大幅に減少したということは言えると思います。

また、四月の十日はことしの春の全国交通安全運動期間中であつたわけですが、ことしの春の全国交通安全運動期間は交通事故死者数が過去最少でありました。百二十五人ということで、前年と

比べましても三十七名減少した、過去の記録の中で最も交通事故死者数の少ない全国交通安全運動期間でありました。そして、その運動期間の中でも四月十日は最も死者数が少なかったということでもあります。

こういった運動、そして結果を通じまして、多くの国民の皆さんに改めて交通安全について考えていただく、また行動していただくきっかけになったものと認識をしております。

○泉委員 交通事故死ゼロを目指す日、この政策目標という取り組みが決定したのはいつであつたのか、そして、なぜ二月二十日と四月十日が選ばれたのか、これを改めて伺いたいと思います。

○岸田国務大臣 まず、この交通事故死ゼロを目指す日という国民運動は、生活安心プロジェクトの一環として四つの国民運動を定め、その中の一つとして実施するということを決定いたしました。そして、プロジェクトの中に盛り込むということでこの実施が決まったわけですが、さらに具体的には、一月十一日の交通対策本部におきまして実施を決定するということになりました。

そして、二月二十日、四月十日、こうした日を定めた理由であります。まず、二月二十日につきましては、交通対策本部での決定が一月十一日です。周知期間等を考えますと、やはり一カ月程度が必要であつたこと。さらには、昨年の月別交通事故死者数を見ますと、二月のみ前年と比べて増加しているという結果が出ております。ぜひこの二月に積極的な交通安全運動を実施する必要がありますということを感じたこと。さらに言いますと、全国の地方自治体におきまして、毎月十日ですとか二十日ですとか、ゼロのつく日に積極的な交通安全運動を実施しているという実例が存在いたします。国民運動として展開する際にも、このゼロのつく日は、なじみやすい、地方公共団体とも連携しやすい、こういった理由も勘案いたしました。

こういったことから二月二十日を決定し、そして、四月十日につきましては、春の全国交通安全運動期間でもあり、より積極的な交通安全運動の展開が期待される、こういったことから四月十日を定めたということでありました。

て、四月十日につきましては、春の全国交通安全運動期間でもあり、より積極的な交通安全運動の展開が期待される、こういったことから四月十日を定めたということでありました。

こういったことから、二月二十日、四月十日、二日間をこの交通事故死ゼロを目指す日と定め、運動を展開した次第でございます。

○泉委員 こういう運動というのは、その日だけゼロを目指すという話ではもちろんありませんし、それは三百六十五日、当然、交通安全のためには御努力をされている全国の警察の方がおられる、また地域住民の方々がおられるということでありますので、何もこの日だけをクロージアアップするということはないんですが。

恐らく国家公安委員長のもとにはなかなかこういう情報は入ってこないと思うんですが、幾つかの県警の知っている方々などに話を聞きますと、特に、今、岸田大臣からお話がありました、一月十一日に政策決定をなされて、それから各都道府県に文書が発出をされて、そして一カ月の間に、とにかくこの日に運動をやってくれという形で設定がされたというのは大変きつかったというような言葉もいただいております。そしてまた、二月と四月に運動をやるのであれば、どうして四月以降がないのか。今年度は、私も確認しましたが、今のところ予定はないというふうにお伺いをしていて、その二点はちよつと解せないなという気がいたしております。秋の交通安全運動もございませう。

そういった意味では、本部として、今後本当にことし一年間、一年間というか二十年中にこのゼロを目指す日ということとをされないのか。そしてまた、今後は、なされる場合はなるべく早く全国にその旨は通知をすべきだ、やはり十分な準備期間を設けて、そして国民の意識も高めてといううなことを思うわけですが、これはできましたら警察の側からも御答弁いただきたいというふうに思いますので、この目指す日を実際に活動する側として取り組まれた国家公安委員長と、そして岸

田大臣の方にお伺いをしたいと思います。

○泉国務大臣 先ほど岸田大臣からお答えございましたように、一月十一日の交通対策本部決定に基づいて、警察庁としては、同日付で交通局長が各都道府県警察本部に通知を出したところでございます。

確かに、一月十一日から二月の二十日というのはショートノータイスだったかもしれません。しかし、警察としては、例えば、三重県では、各団体が協力して、通勤時間帯の駅前において啓発物品の配布などの啓発活動を実施する、福岡県は、二万四千人の体制で一斉取り締まりをやる、そういうことで、短かつたとはいいいながら全力で取り組ませていただきました。

四月は、春の交通安全週間の中でもございまして、より一層の取り組みをさせていただいたわけでございます。茨城、栃木、群馬、埼玉といったところでは、合同で出発式を開催した後、関係団体も参加した街頭キャンペーンを実施する、こういうことでゼロを目指すさせていただいたわけでございますが、残念ながらゼロには至りませんでした。

しかし、委員御指摘のように、三百六十五日これは取り組みまなやならないわけでございますから、そういう意味では、これからもうこういうゼロを目指した日を設けていただいて、国民への啓発を一層進めていくということは意味のあることではないかと思っております。

○岸田国務大臣 今回のこの交通事故死ゼロを目指す日は、警察を初め、関係機関の取り組みももちろん大切ではありますが、それだけでは安心、安全を確保することはできない。やはり国民の皆さんに参加していただく、ここがこの国民運動のポイントであります。従来の交通安全運動との違いはそこが大きくあるというふうに認識をしております。

確かに、準備期間の不足等御指摘は謙虚に受けとめなければいけないと思っておりますが、やはり、今言つたその目的に関しまして、先ほど申し

上げましたように、少なからぬ成果が上がったと認識しております。そして、依然、昭和四十三年に記録をとり始めてから、我が国においては、交通事故死者数ゼロだった日というのは一日たりともないわけでありまして。ぜひこの取り組みはこれからも続けていきたいと思っています。

ただ、その際に、ぜひ都道府県等にアンケートを行いたいと思つて、今準備をしております。各都道府県に今回の実施についてのアンケート調査を行わせていただき、そういった意見もしっかりと参考にしていただいて、いつやるべきなのか、何回やるべきなのか、どうやるべきなのか、しっかりと確認をして実施したいと思つています。

○泉委員 二月、四月になされて、今後まだ予定がない。確かに、検証ということも今なされていくということなんでしょうけれども、ぜひ今後取り組みをしていただきたいということ、今、岸田大臣、従来と違うところですよというふうにおっしゃいましたが、やはり交通安全運動、これも多くの交通安全関連の団体が市民の立場から協力をしている。今回のこのゼロを目指す日についても、やはり一番最初に声がかかるのはそういった団体でございまして、そこからさらに広げようということでも、これはなかなか難しいところもございまして。そういった意味で、ぜひ今後、これまでの交通安全運動と違うことであればなおのこと、国民全体に対する周知、認知度を上げるということが必要だと思つてます。

その意味で、二月、四月になされたというのは、国民全体がまだ盛り上がる状況に至る前に、とりあえずまず取り組みからスタートをしたのかなという印象はございまして、でも、これは批判されるべきものではなくて、あくまでスタートだったということでございまして、今後ぜひ、それぞれ、都道府県や警察に無理がないような状況で、十分と準備期間を持ちながら、この取り組みは引き続き進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

もう一つ、最後になります。いわゆる偽装ラブ

ホテル、警察用語では類似ラブホテルという言い方をされるそうですが、これまでもこの内閣委員会で吉井委員がずっと取り上げてまいりました。私のところにも地元のホテルから要望が来ておりまして、きょうはこのことについて取り上げたいというふうに思います。

いわゆる類似ラブホテル、これは風営法の規制に入らない、事実上のラブホテルというふうなことで、今全国で約三千六百。これはあくまで警察が全国各地を津々浦々調査して、そして外見上の判断として、例えばホテルの入り口に遮へい物が設けられて客の出入りが見えないようになっていく構造、あるいは外形、デザイン、外観等が非常に派手であったり奇異であったり、そしてまた施設の外部に空室の表示があったり休憩料金の表示があったりということをもつてして、外から見ると判断をした。中に入つて判断までは、警察には立ち入り権限はそういった意味ではございせんので、風営法にかからないホテルについては立ち入り権限がございせんので、そういった形で確認をしただけでも、いわゆる類似ラブホテルというのは三千六百あったという状況でございまして。

きょうは厚生労働省にお越しをいただいております。やはり確認をしたいのは、こういった、こういったという表現になつてしまふのは恐縮なんですけれども、実質ラブホテル、類似ラブホテルは、旅館業法の中で果たして本当に常々検査がなされているのであろうか。例えば、旅館業法の第六条、「宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該職員が求めたときは、これを提出しなければならない」という項目がございまして、果たしてそういったものの提出を求めるようなことがこれまでなされてきたのかということをやはり疑わなくてはならないという状況でございまして。

これまでの旅館業法によつたいわゆる旅館、ホテル、こういったものの検査、これがどのように行われているかを御答弁ください。

○中尾政府参考人 お答えいたします。

御指摘のラブホテルと言われるものでございまして、旅館業法上はビジネスホテルなどと同じようにその規制を受けるというものでございまして、これらの施設の中には、例えば宿泊者名簿を備えていないとありますとか、それから泊まる方と顔を合わせるような玄関場を備えていないという旅館業法違反の事実というものが見られるという事実はございまして。

このようなことがございまして、私も伺いたしましては、地方自治体に対しまして、定期的に一斉監視指導を行いますとか、それから重点施設を定めて監視指導を行うというように監視指導を徹底するようにという指導を従来から行つていてございまして。また、最近の国会での御指摘も踏まえまして、関係の自治体と連絡をとり、助言を行うというふうな対応を行つていくところでございまして。

○泉委員 これまでも行つてきたという話を聞けば聞くほど、逆に不安になるわけですが、これまで行つてきて、この状況があるということになるわけですよ。では、果たして本当に厚生労働省としてこういった類似ラブホテル、偽装ラブホテルをしっかりと見詰めていくつもりがあるのかということでありまして。

もう少し、より具体的に進めていきたいと思つてますが、過日の国会答弁の中で、警察庁の方からは、旅館業法とかには別途関係当局の立ち入り権限が認められておりますので、警察庁としては、そういった関係当局と連携しながら、さらに実態把握を深めるように努めていきたいというふうになっております。そういった違反形態があるのであれば、関係当局に対して、きちんと所要の行政命令等の発出を促すようにしてまいりたいと思つております。警察庁の方からは答弁がありました。

そういったことを踏まえると、今住民の皆さんからは、いろいろな形で、このホテルはどうやら法律に違反をしているんじゃないかというように指摘が相次いでいるという現状がございまして。

警察庁、御答弁をいただければと思うんですが、そういった住民からの通報に対しては、例えば厚生労働省なりに対して、各都道府県を通じて地元のかかるべき厚生労働関係の役所、保健所に対して、何かしらの形でこういった連絡、連携をとられているのか、一般の国民の皆さんから通報があるたびに、ちゃんとそれを情報として伝えているのか、そのことを確認したいと思つてます。

○片桐政府参考人 お答え申し上げます。

類似ラブホテルは、今委員からもお話ございましたように、風営法上のラブホテルであるものあれば、ないものもある。ないものについては私どもは立ち入り権限を持っておりませんから、その場合には任意で、同意を得て、中に入つて見せてもらつとか、それができない場合には、関係当局にお伝えをして、それで立ち入つていただいている状況をお知らせいただくという形をとつております。

したがって、住民の方からそういったお話があった場合にどういう方法をとっているかということ、いろいろなパターンがあるかと思つていますが、また、全件そういったふうに行つていくかどうか、ちょっと私、まだここで申し上げる自信はございせんけれども、基本的には、やはり連携をとりながら実態を調べていくということがなされているというふうに考えております。

○泉委員 ラブホテルが日本国内から全部なくなるなどということは、これはあり得ない話だということに思います。形態を変えながらも、恐らくこれは日本の社会に根づいているものの一つでもあるというふうには私は思います。ですからこそ、風営法の中でラブホテルというのが定められておるわけですね。

だけれども、今問題なのは、それを脱法ということ、事実上、法のすき間になつていく部分が生じているということが問題でありまして、過日からの内閣委員会でも実態が報告されているように、学校の数メートル隣にこういったホテルができていくという状況について、これが果たして子供た

ちの教育環境にふさわしいのか、あるいは地域の風紀ということからしてふさわしいのかというようになど、法のすき間の話をあくまでしているわけであります。

そういった意味では、私は、枠組みづくりはぜひしていただきたいというふうに思うわけですが、警察の方に対しては、やはりラブホテルの定義そのものが風営法の中では随分古い状況のままになっているということ、それを踏まえて、現在の社会実態に合わせた形に風営法の改正をしていただきたいということが一点。

そして、住民の方々から通報があれば、やはり通報という性質からいけば、それは本来保健所に行くべき通報も警察の方に来る可能性も十分ございます。そういったものもあわせて、双方、どちらかに対して通報があった場合には、やはり基本的には必ず事実確認をする、検査に入る、検査に入るのには恐らく保健所だということになると思います。そういったことはフレームとしてぜひつくっていただきたいというふうに思うわけです。

現在実態を把握しておりますというところで、なかなかその状況が進んでいない。皆さんも恐らく、なかなか現場が今どうなっているかというのがわからない状況でございますので、ぜひそのフレームだけはつくっていただきたいということをお願いしたいと思います。

大臣、そのことは、ぜひ政治決断として、今後検討するというようなことを御答弁いただければというふうに思います。いかがでしょうか。

○泉国務大臣 本委員会でもこの類似ラブホテルの問題については再三取り上げていただいておりまして、我々としても、この状況を打破すべく、特に学校の近くにあるホテルについては何とかならないかというのが正直な思いでございます。

これまでも、ことしに入ってから、どういふうにラブホテルの状況、捜査の状況等のきつかけを見ますと、いわゆるホテルの屋外の広告物条例違反から起こしたものの、あるいは保健所からの情報提供によるもの、風評によるもの、あるいは別

件検査によるもの、そういうものが各県で行われておりまして、警察として、こうした情報をいただいたならば、できるだけ現場に入って実態を見きわめていくということをやりたいと思っております。

風営法の問題については、やはり時代に合わないところは改正に向けての努力をやっていくべきではないかと考える次第でございます。

○泉委員 厚生労働省と警察庁、ぜひ連携をいただいて、一つの枠組みをつくっていただきたい。国民の皆さんからの声が上がっているという実態を踏まえて、それにどう対応していくのかということについては枠組みをつくっていただきたいというをお願いして、質問を終わりたいと思っております。

○中野委員長 次に、市村浩一郎君。

○市村委員 民主党、市村でございます。

四十五分いただきました。本日また非営利組織、いわゆるNPOについての議論を進めてまいりたいと思っております。

この委員会でも何度か大臣とも議論をさせていただいております。特定非営利活動法人、いわゆる特活法人と私は呼んでおりますが、特活法人をとにかく今度の、今政府が進めていらっしゃる公益法人改革の中に取り込んでいくべきだという主張を私はしております。

その中で、確かに、今現在の特活法人制度をすぐにといいことではなかなか、大きな混乱があるかもしれないということで、慎重にということも大臣はおっしゃっていただいたと思いますが、例えば、今回の公益法人改革で議論されたことで極めて重要なことが一点、まあ何点かあるんですが、そのうちのひとつが、これまで法人格と税制が一体だったものを、法人格は法人格、税制は税制と、これを分離したんです。今度の公益法人制度で、新しい法制度は。

このことは、私はあるべき方向に向かっている、いいことだというふうに大変評価をしておるんですが、せっかくここで分離したということ

もって、例えば、特定非営利活動法人の制度はそのままにしまして、かつ、認定特活法人制度、いわゆるパブリック・サポート・テストということに基づいて特増、いわゆる特定公益増進法人になる、こういう道が特活法人にはあるんですが、それはそれで残したまま、今度の新しい公益法人改革における、きょうお越しいただいていますが、公益認定等委員会のガイドラインに沿って、今後、例えば一般財団、一般財団と言われるものが今度はそのガイドラインに従って特増、特定公益増進法人となるという制度が開かれているわけですね。

一般財団、一般財団というのは、登記で法人格を取得できるという制度です。これが今度の公益認定等委員会のガイドラインに従うと特増になる道があるということなんです。登記で法人格を取った団体が特増になる道が開かれた。これは私、画期的なことだと思います。すばらしいことだと思います。

であれば、特定非営利活動法人、これは、いか悪いかは別として、認証なんです。これはいろいろ議論がありました。当時は、これは登記ですべきだという議論がありました。準則主義的に、しかし、結果としては認証という形になっています。しかも、特定非営利活動法人でありますから、公益性が担保されている法人として、これはあるわけですね。

すなわち、今度、準則主義的につくれる一般財団、一般財団ですら特増になる道が開かれて、しかも、今度のガイドラインというのは、後で議論したいと思いますが、私からすれば、ある種当たり前のことが書かれている。いわゆるガバナンスをしつかりした団体を特増並みにしてあげましょう、あげましょうというか、しましうという話なんです。

だから、この特定非営利活動法人の制度はそのままにしながらも、例えば、特定非営利活動法人を一般財団と法律的にみなしてあげると、すなわち、特定非営利活動法人も公益認定等委員会のガ

イドラインに従って特増になるという道がつけられるんじゃないか、私はこう思っています。こうすることによりまして、今政府が進めている、民間の公益の活動を増進するという施策にこれは資すると私は思います。

すなわち、今の財団、財団と言われる、いわゆる民法法人でありますけれども、これは民法三十四条が廃止されて、しかし、特例民法法人として五年間残った上でいろいろ考えていくわけですが、私も、特定非営利活動法人にそのようにしてと思っていましたけれども、そうしなくても、特定非営利活動法人の制度を残したまま今度のガイドラインにつなげていく方法があると私は思っています。これについて、大臣の御見解をお聞かせいただきたいと存じます。

○岸田国務大臣 公益法人改革につきましてまた新しい御提案をいただきました。今、大変参考にさせていただきます。

市村委員との議論も、この委員会に限らずさまざまな委員会でもやらせていただいて、きょうで五回目ぐらいになるかと思いますが、本当にいろいろな御提案をいただき、我々も勉強させていただいていること、感謝を申し上げます。

そこで、今新しい御提案、一つの御提案をいただいたわけですが、まず考え方として、今進めようとしているこの新しい公益法人制度、十二月から具体的に動くこととしている公益法人制度をつくり上げる議論の過程において、本当にさまざまな関係者の皆様方から御議論をいただきました。その際に、これは何度か申し上げていますが、特定非営利活動法人制度と新しくスタートさせようとする公益法人制度の関係につきまして御議論もいただきました。

そして、その過程においては、多くの特定非営利活動法人の関係者の皆様方御自身から、とりあえず、今の特定非営利活動法人制度と新しい公益法人制度、これは別のものにしていただきたいという意見が強かったということを私は聞いておりますし、そのように認識をしております。ですから、

ら、これはあくまでも、今スタートしようとしている新しい公益法人制度と特定非営利活動法人制度、この二つの制度は独立した制度として話を進めてもらいたいということだったわけですね。

ですから、その前提のもとに今制度づくりをし、そして制度をスタートさせようとしているわけですね。そして、それに備えて、政令ですとか内閣府令ですとか、あるいはガイドラインですとか、こうした準備を進めているわけですね。ここで、この二つを今おっしゃったように絡めるといふことになりまして、大前提がちよっと狂うといふことになってしまう。これは混乱につながってしまうのではないかと今ふうに考えています。

もちろん、この制度改革については、今回スタートしようとする制度、これが完璧なものであつて、もう変える余地はないと申し上げているわけではなくして、これはとりあえず、今申し上げましたような考え方のもとにこの制度づくりを今日までやってきた。別個の制度としてスタートさせようという哲学のもとに今日までやってきたこの制度ですから、その哲学のまま、まずスタートはさせていただく、そして議論は引き続きさせていただく、そして関係者の合意を得たならば改善することは考えられる、こういったことは言うまでもないことだと思つています。

○市村委員 この議論も、何度もさせていただかなくちゃいけないのはなぜかという、わかりにくいんだと思つてます。ただ、わかりにくいということは、私たちにとてもわかりにくいと同時に、その当事者である特定非営利活動法人の皆さんも、制度のことを考えながらやっているということよりも、やはり社会のために何か尽くしたい、やりたいということでありまして、制度のことを考えながらやっているということではないと思ふんです。

ですから、制度のことを言われても、正直なところわからないなど。とにかく自分たちが組織をつくつて、それを維持していつて、発展させていつて、社会に貢献できて、社会がもっとよくな

ればいいなということだと思ふんですね、当事者の皆さんたちは。

だから、今回の制度をつくる過程でいろいろヒアリングをされているんでしょうけれども、必ずしも本場に現場の声を反映した声ではないと私は思つているんですね、今大臣がおっしゃったことは。

私ももちろん幾つかの特定非営利活動法人の皆さんとお話もしています。むしろ皆さんは、先ほどの制度のことよりも、とにかくお金をどうするんだという問題、次に人の問題とか、それから場所がないとか、そういう悩みは抱えられていますが、それが皆さんとしては悩みでありまして、それを解決していただければいいわけですね。それを受けとめながら、では、それをよりよくしていこうとするのがこの国会の役目であつたり霞が関の皆さんの役目である、私はそう任じておるんですね。

その中でもいろいろ聞くと、例えば、特活法人の制度ができて十年たつても、やはりいまだにお金に困っている。お金をどうしよう、資金をどうしよう、人をどうしよう、場所をどうしようという議論が続いているわけですね。だからこそ、それを何とかしようという思いで私はいろいろ提案しているわけでありまして。

その提案をちゃんと説明すると、少なくとも、皆さんわかって、ああ、そうでしたかと。制度はある意味どうでもいい、制度はどうでもいいというの、制度はとにかくよくないわいというわけですね。彼らだつて、市村さん、それならばぜひともやってくださいという思いの方が私は圧倒的に多いと思つているんですね。

その中で、今回、特活法人制度が十年続いてきて、ちゃんとこれがうまくいっていいばいいんですけれども、この間も議論をしていますように、この制度は立ち枯れ状態になっていると私は認識しております。

この間ヒアリングしましたら、特活法人の方が、我々はワーキングプア再生産装置だと言つ

て、自虐的なことをおっしゃっていたんですね。すなわち、例えば平均年収が百三十万ぐらいだ、こういう話なんです。これでは生活できないです。

実質はどうなっているかといつたら、介護の現場なんかでも、介護保険の制度も変わつて、今、特活法人がやってきたところはもう成り立たないかと。例えば、在宅介護を請け負う場所がないから、幾ら介護保険でお金を取つても、そのサービスを提供してくれる人がいないものだから、結局地域で困っている人がどんどんふえているという状況になつてきているんですね。だから、こういう状況を放置してはいけない、こう思つています。

しかしながら一方で、今岸田大臣もおっしゃるように、公益法人制度については、確かに、公益法人制度の流れでやってきているから、特活法人と絡ませるのはなかなか難しいという御議論はあつて、私もそれは難しいかと思つていましたから、特例民法法人と同じようにやってはどうかという提案をしていましたが、それよりももっと、考えてみれば、今回は法人格と税を切り離したわけですから。

もちろん、これまでのいわゆる寄附性に基づいたパブリック・サポート・テストによつて特増に行く道というの、これは残してもいい。しかし、これはどうしても、二年間の活動実績が要つたり、寄附性に注目して特増にするという話なんです。そうすると、事業団体とか、いわゆる事業収益で組織を維持している団体というのは、寄附要件に行くというのなかなか難しく、特増になかなか行けないんですね。こういうところはなかなか行けないんです。

今回の公益認定等委員会のガイドラインというのは、むしろ、寄附というよりも、まずガバナンス。この組織がしっかりと運営されているかというところに注目して特増にするというふうに、私は、ガイドラインを読んだりいろいろお聞きしていると、そういう認識なんですね。

だから、私は二つあつてもいいと思ふます、違ひますから。同じものだったら一つにした方がいいという考え方ですけれども、寄附性に注目して特増に行く道と、ガバナンスに注目して特増に行く道、そのほか、今、自治体によつては、この間もここで議論しましたけれども、自治体の、地域再生という認識で特増に行く道というものもあるわけですね。

だから、いろいろあつてもいいと思ふんです、特増に行く道は。その一つの中に、特定非営利活動法人が、ガイドラインに沿つて、ガバナンスに基づいて特増になる道は開かれてもいいと私は思ふます。これは多分混乱しないと思ふます。

ただ、これまで二万六千の公益法人プラス中間法人が、今回幾つだったか、ちよつと私も今数字が定かじゃありませんが、さらにここに三万五千ほどの特活法人が含まれてくることになる、確かに公益認定等委員会の現場は大変かもしれない。しかし、政府は、ここで何回も議論させていただいたように、民間の公益を増進するという方向性をもう打ち出しているわけですから、当然、人が足りなければそこに人を投入して、そういうものをちゃんとさばいて、それで特増をどんどんふやしていくということ。岸田大臣も、少なくとも今みたいな千程度の団体じゃないでしょう、ふえるのは間違いない、数は言えないけれどもということ、間違いないということをおっしゃっているわけですね。

だから、私は、今の特活法人の制度が全く変わつてしまふ、一部でも変わるといふのであれば、これはまた、現場の方からすると、今そんなに突然言われてもというふうになると思ふますが、これは一切変えないんです。一切変えずに、特定非営利活動法人の制度はそのまま、認定特活法人の制度もそのまま、それで一つの道をまたつないであげるといふことが、これが私は、あつていい、しかるべきだと。これをノーと言う人は余りいないんじゃないかな、私はこう思ふますが、また大臣の御見解をお聞かせいただきます。

〔委員長退席、櫻田委員長代理着席〕

○岸田国務大臣 特定非営利活動法人、特活法人というものが、さまざまな分野で活動し、そして、行政でも、あるいは企業でもない、新しい社会づくりの担い手として活躍しているということ、これはしっかりと認識をしております。

そして、特活法人における財政基盤の強化が大切だという御指摘、これは御指摘のとおりだというふうに思います。こうした財政面からもしっかりとした基盤が構築されるということは大変重要だというふうに認識をしております。だからこそ認定特定非営利活動法人制度も導入したわけでありまして、また、平成二十年度の税制改正においてもさまざまな改定を行い、認定要件の緩和ですとか、認定の有効期間の延長ですとか、こうした改正を盛り込んだ、大幅な改善措置が盛り込まれたということでもあります。

ぜひ、こうした特定非営利活動法人制度において、財政的な基盤の充実のために一層努力をしなければいけない、このことは強く感じています。そして、新しい公益法人制度においても、やはり財政的な基盤というのは大変大切な点でありましようから、しっかりと充実しなければいけない。それぞれ独自の充実を図らなければいけないと我々は考えております。

これを今御指摘のような締め方をすると、これは法律の改正もここで必要になってくるということになると思いますし、そして何よりも、先ほどさらに申し上げましたように、ことし十二月、制度スタートさせるまでに、長年にわたって多くの皆さん方に御議論いただき、そして制度を具体的ににつくり上げて、それに基づく政令ですとか、内閣府令ですとか、ガイドラインですとか、こうしたものを明らかにして、それに基づいて多くの関係者の皆様方が十二月を目指して今努力をしている最中ですので、ここでこの二つの制度をくっつけるということは、基本がそれぞれ独自の制度で頑張りたいということであったことを考え合わせましても、ちよつといかがかなと私は思っております。

ります。

○市村委員 大臣がおっしゃる基本というところに私は大変な疑問を持っておりますのでありまして、私は、それが本当に基本だったのかな、本当にちゃんとした声だったのかな、その基本のところを形づくった声が本当の声だったのかなと。私は、違う、このように思っています。

先ほどの繰り返しになりますが、この話は非常にわかりにくい。わかりにくいのがゆえに、なかなかしっかりと理解に基づいて話が進んでいくということとは難しいと思います。でも、その中でもやはりなるべくわかつた上で議論をして、目標は、制度を分離していくということが目標じゃないわけですから、とにかくこの国で民間の公益活動を増進するということが目的なはずなんです。それに向かつていろいろ創意工夫、いろいろ知恵を出し合っているはずだ、出し合えばいいと私は思うんですね。

ですから、私としては、今申し上げているように、特定非営利活動法人の制度をつなぐという言い方よりも、特増にたどり着く道は別に一本じゃなくてもいいわけです。ほかの制度でもそうなんです、いろいろあつて特増並みになっている制度はあるわけですから、ほかに地域再生法とか見てもあるわけですから。しかも今、地域再生法なんか見ると、私企業から私企業への寄附が、いわゆる特増というのじゃないですけども寄附優遇されるとか、こういう道まで、この間渡辺大臣は苦肉の作だとおっしゃっていますけれども、要するにそういう制度まで今政府はつくっちゃっているんですね、地域再生法の再チャレンジ支援という考えで。

結局そういうふうにして、苦肉の作で今やっているわけですよ。本当は私は、私企業から私企業への寄附に寄附控除を与えるなんてことはあり得ないと思っていますが、しかしあり得ないことまでやっているのが今の現状なんです。そこまで何とかしなくちゃいけないところをやっているわけですね。それもやはり民間の公益活動を増進しようという目的だと私は思います。

進しようという目的だと私は思います。

今回、特定非営利活動法人の制度に何か手をつけるならば、それはなかなか大変だな、そう簡単にはいかないかなというのもありながら、しかし五年間存置できるなど私も思っていました。また、大臣がおっしゃっていたように、例えばパブリック・サポート・テストの認定要件を緩和しているということ、これはこれでいいんです。これはまたこつちの道のものを緩和する、こつちでやりたい人はこつちでやればいい。寄附に注目して特増になる道ですから、今の段階では、だけれども、こつちはガバナンス、今度のガイドラインはガバナンスに注目して特増に行く道ですから、これはこれでいいと思うんです。

だから、二つの道というか、もつと道はあると思いますが、とにかく、この道にも特定非営利活動法人をつないであげる。しかも、これはみなしであげればいいわけです。法律的には簡単です。特定非営利活動法人を一般財団とみなせばいいわけです。みなしとそんなに法律をいじくらなくてもできるんですね。そうすると三万四千団体が、別にこれは選択制ですから、絶対なれという話じゃないですよ。なりたかつたらどうぞということなんです。絶対、全部なれという話じゃないですよ。特定非営利活動法人も一般財団とみなしてあげて、ガイドラインで、よければどうぞこつちにも行つたらどうですかということであるわけです。そうすると、特増に行く道がまた一つ開ける。

だから、これまで寄附要件ではちよつとなかなか自分たちに合わないなと思つていた団体にも特増になる道、特活法人の中でも、ちよつと寄附要件は自分たちの実態には合わないけれども何とか特増になりたいから何とかしなくちゃいけないなという議論がなくなつて、ああ、それならガイドラインでいこうという話になるんだらうなと私は思います。これはそう混乱も引き起こさないと私は思いますし、かつ、さらに特増への道を今よりもつと開いていくということで、今の段階で、十

二月一日を前にとり得る施策としてはこれはあるんだらうなと私は思っています。改めて大臣に、御見解をただけますでしょうか。

○岸田国務大臣 まず、民による公益活動の増進が大きな目的であるということ、これは私もそのように思います。民による公益の増進のためにどのような制度が望ましいのか、こうした大きな目的のために、多くの関係者の皆様方が御議論いただき、御努力いただいているというふうに認識をしております。

そして今回、新しい公益法人制度は、主務官庁の許可制による裁量判断から脱して、明確な基準に基づいて民間の有識者によつて構成される合議制の機関において客観的かつ公正に判断していく、これが新しい制度の特徴であり、メリットであるというふうに思っています。

ですから、この基準自体が今の時点でおられるということとは、まさに大きな新しい制度の目的を損なうことになってしまふというふうに思っています。ですから、基準あるいは手続の明確化、公正性等はしっかりと大事にしながら制度の移行に結びつけていかなければいけない、そのように思っています。

そういったことから、原点は別々の制度にするべきだという意見が多くの関係者から寄せられたかどうかということについて、市村委員と私はちよつと意見が食い違っているわけですが、私の方は、別々の制度でスタートさせるべきだという意見が特定非営利活動法人の関係者から多く寄せられた、そこからスタートして制度設計を行い、今申し上げました制度をスタートしているわけです。ぜひこれをしっかりと混乱なくスタートさせたいと思つてるところです。

しかし、いずれにしても、今後とも多くの関係者の皆様方の意見をしっかりと尊重しなければいけない。今後ともこうした意見をしっかりと謙虚に聞かせていただいた上で、さまざまな議論が行われ、新しい結論がもし導き出されたならば

その制度について考え直すということ、これはやぶさかではないと思っています。

○市村委員 今、大臣のお話の中で、新しい手続、基準というのは変えちゃいけないということですが、私もそうだと思います。だから、私は一切、今政府で御議論されている公益法人改革の認定の手続について、これを変えてくれという話は言っていないですね。

例えば、これから一般社団、一般財団は登記できます。登記で簡便にできます。それで、私も幾つかの団体をつくらうと思っています。登記について、それでガイドラインに持っていくって、そして特増並みにしていただく、こういう道です。

この間からの議論の中では、これがいいと思つたら特活法人の皆さんもここに来ればいいじゃないかという議論もあつたんです。私がそこで思うのは、来ればいいじゃないかといって、認証を得るためにせつかく一生懸命手続をとって特活法人になって、こつちでいい制度ができたから、ではあなた来なさいよというのはいずれ失礼じゃないかと僕は思っているんですね。前もここで議論しました。それはやはり、この制度でよくこれだけ我慢していただきましたね、皆さんが求めている制度ができましたからと、私は自動的にでもと思つていたんですが、まあそういうことなんです。

だから、わざわざまた改めて登記の手続をしていただくまでも、選択制ですから、嫌なら特活法人のままでいいわけです。ただ、また一から手続をして、特活法人じゃなくて一般財団、一般社団になって、ガイドラインに基づいて同じことをやるのに、こつちがいからといって、登記から、また最初からやり直してくださいということ、は、やはり、これはかわいそうというか失礼だなと思つておられるんですね。それならば選択で、別に絶対に特活法人からこつちに来なさいという話じゃなくて、特活法人でいたければ特活法人でいいので、ただ、税制だけはこつちも使えるようにしようということなんです、提案しているこ

とは。

私は、これまでこの特活法人制度で御苦労していただいた皆さんに対しては、これぐらいの心遣いはしてもいいんじゃないかな、こう思っているんです。

今の制度の取り組みとかは何も、変えてほしいとかいうつもりは一切ありません。このままでいいんです。たまたま、登記からやるということに關しては、同じことをやっているのはいいけれども、こつちの制度の方がいいな、自分たちにはこのパブリック・サポート・テストはなかなか合わない、ではもう一回一般社団になってこつちに行こうという考え方の団体も出てくるかもしれない。そのときに、こつちは特活法人の制度があつたのにこれはおいておいてというよりも、特活法人であり続けながら、しかし新しい道、税制上の優遇措置の道はこつちでやるということは何の混乱もない。

ただ、最初から三万四千プラスになりますから、どつと来ますから、まあ、これも選択制ですからどつと来るかどうかわかりませんが、登記で三万四千できたと思つていただければいいわけですね。その登記の手続を特活法人の皆さんについては省いてあげる、登記の手続を省きましょう、みなしましょうと。だつて、こつちは登記であつちば認証なんです。特定非営利活動法人制度は、そもそも公益性があるとされている団体なんです。

私は、特定非営利活動法人制度の議論をしているときは、そもそも公益性じゃなくて非営利性でやろうといつていたのに、結局、制度的には公益性をどうしても入れなくちゃいけないということになっていくわけです。ですから、やってきているわけです。それを変えないまま、新しく税制優遇の道をもう一個ふやしてあげるというのは、どう考えても混乱もしないし、今まで特定非営利活動法人制度で御苦労された方に対して、一つの思いやりといえますが私思いますが、大臣、またうことにながると私は思いますが、大臣、また

改めてよろしく願います。

○岸田国務大臣 まず、今回の制度改革の原点は、特定非営利活動法人の関係者の多くの方々から、新しい公益法人制度に組み込まれることに對して反対の意見が強かつたところから議論が始まつているというふうに思っています。そして、それに基づいて制度設計が行われてきて今日に至つております。

そして、今日の状況を見ましても、確かに具体的にちよつと検討はしていませんが、今市村委員の御提案になつたような方式、特定非営利活動法人制度としては変わらなくていいんだという御指摘であります。新しい公益法人制度の側から立つてみますと、こうして特定非営利活動法人を制度に組み込むということになりますと、やはり法改正が必要になってくるんじゃないかというふうに認識をしております。ですから、この時点で組み込むということについてはなかなか難しいんじゃないかというふうに思います。

また、特定非営利活動法人の皆様方、おっしゃるように本当に各分野で頑張つていただいております。そして、頑張つていらっしゃる皆様方に報いるために新しい制度に組み込むことを考えたらどうかということをおっしゃるわけですが、それぞれの活動の中身とか現状によりまして、特定非営利活動法人制度を活用するのがいいのか、新しい公益法人制度の方が望ましいのか、これは事情はさまざまだと思つています。報いるために新しい法人制度に組み込むということになりますと、何か新しい公益法人制度の方がすべてまさつて、上にあるというような誤解をちよつと招くんではないかな、そんなことも感じております。

あくまでも、それぞれの制度、それぞれの特徴があります。それぞれの特徴を生かしていただくべく関係者の皆様方に知恵を絞つていただく、これがあるべき姿ではないかなと思つています。

〔櫻田委員長代理退席、委員長着席〕
○市村委員 そうなんです。だから、私は基本的には大臣の認識と一致しているんです。それぞれ

の制度があつていいというのを前提に私も議論をしています。

ただ、ようやく一つの論点が絞られてきたと思うのは、結局、公益法人制度改革をやるに当たつていろいろヒアリングされたときの基盤という前提となる話が多分問題になつておられるかと思ひますね。しかし、私は、大切なのは、何度も繰り返しますが、民間の公益活動を増進させるというところで何をすべきかということをお国は議論すべきだ、そういうところだと思つていま

いろいろな声があります。当然いろいろな声があります。何事にも賛否があるわけですね。だから、決して特定非営利活動法人の皆さんの声が分離してくれという声だけじゃなかったと私は思ひます。もちろん分離してくれという声もあつたと思ひます。だから、それはそれで受けとめるべきだと思ひますが、しかし国会での議論は、それはそれとして、いろいろ議論していく中で、ああ、そつちの方がやはりいいなと思へば、そうすればいいはずなんです。その段階でまたヒアリングをかけていただければ、今の段階で、私がきょう提案しているような話を特定非営利活動法人の方にちゃんと説明した上で御提示いただければ、私は、ノーと言ふ人はいないと思ひます。新しい道は、今と何も変わらないんです。新しう道をつけ加えるというだけの話。あつちが上下だとかそういうことじゃなくて、今の現状をなるべく受け入れたまま、しかし新しい道を開くということにすぎません。

もし、その方たちが、例えば特活法人制度は使い勝手が悪いから、ではこつちの制度がいいと考へたとき、結局また一から登記をし直していかなくちゃいけないわけですね。せつかくこつちで認証を得る努力をしたものが水泡に帰しちゃうんです。だから、それならばこつちで公益性の高いものとして認証された特活法人も新しい流れにつないであげるというのは、どつちが上とかそういう話じゃなくて、当然あつていいと私は思ひ

ます。

きょうは財務省からも審議官に来ていただいています。税の立場からいって、この議論、今私が大変とさせていただいた議論というのはいかがでしょうか。

それから、NPOの資金、活動資金がないというのがやはり一番大きな問題なんですね。ファンディングという言葉がありますが、ファンディングする、ところがそのレーズするファンディングがないのが日本だと私は思っています。つまり、ファンディングがないのにレーズできないんですね。もともと資金がないから資金集めできないんです。ということと考えると、例えば今、ふるさと納税は住民税についての税額控除を認めていますけれども、日本において、いわゆる今度の新しい公益法人制度のもとで特増となったもの、また認定特定法人に対する寄附について、例えば十万円を限度に国税を税額控除するという考え方を提案したいんですが、これについてのお考え。

あと、そういう場合は不正防止というのが必要になってきますから、私は特定口座を通じた寄附に限って寄附控除を認めていくということを提案したいと思いますが、財務省の御見解をお聞かせいただきたいと思っています。

○古谷政府参考人 お答えをいたします。

三つ御質問いただいたと思います。

最初の、特活法人につきまして公益認定を受けられるようにしてはどうかという御指摘でございます。

先生の方からも、寄附の優遇にたどり着く経路は幾つかあっていいというお話がございましたけれども、税の立場から申し上げますと、特定の公益的な団体に対する寄附につきまして優遇措置を講じます場合には、課税の公平性を確保するという観点から、公益性の高い事業活動が行われることとすとか、受領した寄附金が公益事業に確実に充当されているといったことが担保される必要があるというふうに考えております。こういった観点から、公益認定を受けられた公益社団、財団で

あれば特増にする、あるいは認証特活法人のうち認定を受けられたものは特増にするといったような仕組みになっておるわけでございます。

御指摘の点自体は、特定非営利活動促進法、あるいは一般社団・財団法、公益認定法といった団体に關します法律の間の関係にかかわる事項であらうかと考えておりますので、税制当局の側からそれに対してコメントすることは控えさせていただきますというふうに考えております。

それから、税額控除に寄附金優遇をしてはどうかという御指摘がございました。

地方税の方は、いわゆるふるさと納税制度の導入に伴いまして、二十年度の税制改正で寄附金控除を税額控除に変えられました。御承知のように、住民税の場合には一〇%の比例税率でございますので、所得控除でも税額控除でも効果が同じだということになりますことに加えて、今回は、都道府県、市町村それぞれの団体が認定された先に寄附金控除の対象を決められるというような、それぞれ条例で団体が判断されるというふうになりましたので、所得控除ですと、都道府県、市町村民税両方に寄附金控除の効果が及ぶ可能性がございますので、税額控除の方が、それぞれの団体の条例で判断されるというふうに沿っているという事情もあって、税額控除に変えられたというふうに向っております。

国の所得税の場合には、昭和三十年代までは税額控除の方式をとってございましたけれども、寄附の促進といった見地から所得控除に変えられた経緯がございます。これは、所得税は累進税率をとっておりますので、所得税の場合には、相対的に所得の多い人に控除のメリットが大きくつくといったような事情も踏まえて、なるべく寄附をしてもらいたいといった趣旨もあって所得控除に変わったという経緯がございます。

こういう中で、所得控除の控除額自体、このところ連年拡大をしておりますので、そういったものの活用状況を見た上で検討をさせていただきますというふうに考えております。

それから、三つ目の特定口座の問題でございますけれども、租税回避に寄附が当たらないといったようなことのために、寄附金が公益的な活動に充てられることが確保であるということを担保する一つの手段としての御提案だと考えておりますけれども、そうしたことを踏まえて、そうした検討を私どももしていきたいと思いますが、やや実務的には幾つか検討すべき点があるうかと思っております。

例えば、寄附は金銭だけではありませんが、現物で寄附が行われる場合もございます。それから、金融機関に對しまして、その特定口座を前提に証明書の発行をさせることなどについて、税法で義務づけることが可能かどうかといった点も詰める必要があるかと思っております。

いずれにしても、寄附を受けた法人が寄附金を寄附の目的である事業にちゃんと使っているということについては、寄附を受けた法人から何らかの証明はしていただくを得ないといった面もございまして、そういった点も踏まえて検討させていただければと考えております。

○市村委員 済みません、時間がなくなりまして、西国民生活局長と戸塚事務局長には大変申しわけございません、きょうはせっかく来ていただいたのに、ちょっとなかなか御答弁が。

それでは、最後に大臣。十二月一日までは臨時国会もあります。私は、やはりきょう提案させていただきますことを、ぜひとも一度これは政府部内で御議論いただきたいと思います。

また、特活法人の皆さんに対して、ぜひともヒアリングをしていただきたいと思います。しっかりとこの制度について、これは説明するものなかなか難しいんですけども、きちっと説明していただければ、ああ、それならいいんじゃないかなとなんと私は思っています。しかし、これは私の思い込みだけではないと思いますので、やはり、ぜひとも政府の方でも特活法人の皆さんにヒアリングをしていただいて、そして十二月一日までに一つの道をつなげる、それで様子を見ていく

ということがあってもいいと思いますので、最後に大臣に一言御答弁いただいて、私は終わりたいと思います。

○岸田国務大臣 我々の立場からしますと、この新しい公益法人制度、十二月のスタート、混乱なくぜひスタートさせたいというふうに思っています。関係者の皆様方の声は、やはり謙虚に聞かせていただかなければいけないとも思っています。具体的な形はともかくとして、いろいろな関係者の皆様方の声には謙虚に耳を傾けていきたい、そのように思っています。

○市村委員 終わります。

○中野委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。

きょうは、私は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金に関する法律については、これは後ほど提案されますし、それからまた、逐条的にこういうふうな解釈を明らかにした方がいいということ、理事会での議論が、これは公開されるということになっておりますので、きょうはオウムの方はおいておいて、大田大臣と、それから後ほど官房長官に来ていただいて、主に投機資金の問題などについて質問をしていきたいというふうに思います。

四月十一日から三日間のワシントンでの、G7と、それからIMFとか世銀の一連の国際会議の中で、今世界が直面している経済問題が議論されております。きのうからまたFAOが、シンポジウムといいますが食料サミットですね、開かれておりますが、焦点は今、世界の食料問題が非常に重要な問題になってきております。

そこで、私は最初に農水省に伺っておきたいんですが、食料の国際価格の高騰の実態はどうなっているのかということについて、この点で、シカゴの商品取引所の二〇〇四年一月一日の指数を二〇〇としたと、ことしの六月一日で、米で二一・八、トウモロコシで二四・三・六、小麦で二〇・二・〇と、いずれも四年間で二倍。そして、こ

これは二〇〇七年と比べてみても、二〇〇七年は一度指数が下がっていますから、二・五倍近くになったりとか、二・一倍近くになっているものとか、非常に大きな価格高騰がまず見られると思うんですが、最初に、そういう動きだけ、まず確認しておきたいと思います。

○小風政府参考人 お答えいたします。

最近の穀物、食料需給の現状と動向ということでございます。

世界の食料需給につきましては、中国、インドなどの途上国の経済発展による食料需要の増大、あるいは世界的なバイオ燃料の原料という食料以外の需要の増大でありますとか、あるいは豪州の二年連続の干ばつ、地球温暖化等の地球規模の気候変動の影響などの要因がございまして、その逼迫の度合いを強めてございます。二〇〇八年―二〇〇九年度の期末在庫水準は一五・五％と、食料危機を言われた一九七〇年代初めの水準まで低下しているという状況でございます。

こうした需要要因に加えて、投機資金の流入でありますとか、輸出国によります輸出規制の広がり、こういうものもございまして、穀物の国際価格は高騰しております。

先ほど委員ちよつとお話しになりましたけれども、本年二月には小麦が、あるいは三月には大豆、五月にはトウモロコシと米がそれぞれ市場最高値を更新する、こういうような状況になっているところでございます。

○吉井委員 それで、FAOの食料安保サミットの中で、潘基文国連事務総長の方から、国連の食料危機ハイレベル作業部会でのまとめの中では、八億五千万人が今食料不足、危機の状態に置かれているというお話があったように思いますが、今世界が直面している事態、国連のこの作業部会報告のとおりかと思うんですけれども、日本政府としてはどれくらい深刻な事態というふうにとらえているのか、これを次に伺っておきます。

○小風政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘ございましたように、国連の人道

委員会あるいはFAO、国連食糧農業機関、こういうものでも、現在直面しておる食料価格高騰問題について議論しておるわけでございます。

これにつきましては、昨日から開かれました、六月三日から五日まで、FAOにおきまして、世界の食料安全保障に関するハイレベル会合、これが開催されております。ここに若林農林水産大臣が福田総理とともに出席しております。

農林水産省といたしましては、各国の農業生産の強化、こういうものを基本としまして食料安全保障の確立を基本原則といたしまして、食料の緊急及び短期的な対応といたしましては、約一億ドルの緊急食料援助の七月までの実施、あるいは約五千万ドルの食料……(吉井委員「危機の現状をお聞きしたいんですけれども、八億五千万人ぐらゐの人たちが食料不足とか危機に直面しているという、こういう認識なんですかね」と呼ぶ)はい、わかりました。

今御指摘ございましたけれども、FAOの資料によりますと、食料危機に直面しております外部的な支援を必要としている国というものが本年五月現在では三十六カ国、いろいろ中に要因はございますけれども、食料の生産、供給が著しく不足している国でありますとか、あるいは広範囲にわたって食料の入手が困難な国でありますとか、局地的な食料不足に陥っている国、いろいろございますけれども、現在三十六カ国程度が外部からの支援を必要としている国というふうに承知しております。

○吉井委員 国連の食料危機ハイレベル作業部会では、今八億五千万人の人が危機に直面しているというところですが、そういうふうには農水省も国連の取り組みというものを受けてとめていらっしゃるのかどうかの確認と、今三十六カ国と言われましてけれども、多くのところで、暴動とか、政権がかわってしまったとか、非常に深刻な事態が起きているようなかと思うんですが、それはそういう状況なんですかね。

○小風政府参考人 委員今御指摘ございました

が、世界で、食料に関して暴動、あるいは食料価格の上昇などを原因といたしまして抗議行動、運動が行われているということでございますけれども、その国の数、あるいは状況の詳細というのは承知しているわけではございませんけれども、報道などによりますと、昨年から本年にかけて、アジア、アフリカ、ラテンアメリカを中心に、約二十カ国程度でデモでありますとか労働者のストライキ、こういうものが発生しております。

○吉井委員 ゼーリック世銀総裁が、エンゲル係数が五〇％から七五％に上る国々が社会不安に直面している、それから、過去三年間の食料高騰で新たに一億人が貧困に陥ったというふうには、これは世銀グループの調査に基づいて言っているわけでありまして、ですから、食料問題というのは今国際的な政治の大問題になってきていると思うんです。

そこで、FAOのサミットで、昨日、福田総理の演説の中で、食料支援とともに、食料危機を生み出している問題について、これは、地球温暖化によつて干ばつが進み、出たきたとか、いろいろなことがあるんですけれども、あわせて、投機資金あるいは食料投機をどう規制するのかということについて、どんな演説を行うということを政府として話し合つておきたいと思つたのか、それを大臣に伺つておきたいと思つた。

○大田国務大臣 福田総理の演説では、この投機的な側面について、実需から乖離した面があることを示さなくてはならない、そしてこの政治的意思を担保する何らかのメカニズムも構築していかなくてはならないという演説がなされました。

この投機的資金の監視というのはそれほど簡単なことではございませんけれども、国際社会が協調してそのためのメカニズムを構築していく、ともに監視していくということがまずは大事だろうと私も考えます。

○吉井委員 現段階では食料支援とそれから食料

投機の監視ということまでなんですかね。新興国の台頭による需要の増加もあります。それから、地球温暖化による干ばつでオーストラリアなどの小麦の凶作とか、これは大きな原因の一つですが、ヒマラヤの氷河の大規模な減少というのはアジアの穀倉地帯の水不足を生み出している、実はこれは将来の一層深刻な穀物不足を生み出す可能性が大きいということはIPCCの第四次評価報告書でも示されているところで。

既に、地球温暖化によるサイクロンなどがこの間ずつとふえてきておりますが、例えば八八年にはバングラデシュを巨大なサイクロンが襲つて、河川の大規模なはんらんにより国土の三分の一が水没した、五千万人が住居を失いました。最近もミャンマーでサイクロンによる大規模な被害が生じておりますが、こうした水害とそれから土壌流失が農業にとつてはさらに深刻な問題となりま

す。

水不足は、温暖化に伴うものが地中海地方の農業地帯でも起つておりますが、だから、地球温暖化対策のためにCO₂の排出量を、数値目標を持つて真剣に削減する、これに取り組まなければ対応できなくなるのは当然のことですが、何といてももう一つが、やはり重要な、投機資金の規制だと思つた。

原油価格を高騰させる、原油価格が高騰したからエネルギー作物でもうかるということで、エネルギー作物面積が拡大していく、さらに穀物価格を高騰させる、そこへまた投機資金が流れるという悪循環の中で、世界の多くの人が危機に今直面しているわけですから。

そこで、資源エネルギー庁に伺つておきたいんですが、二〇〇七年の一月とそれから二〇〇八年の一月、そして今、最近の五月ですね、それから最大値で見たときに、原油高騰の実態、一月というのは月平均でいいんですけれども、どういうふうに変動しているのか、これを伺いたいと思つた。

○北川政府参考人 お答えいたします。

最近のWTI原油価格の動向を見ますと、二〇〇五年一月には約四十七ドル、二〇〇六年一月には六十五・五ドル、二〇〇七年一月には五十四・四ドル、二〇〇八年一月には九十二・九ドル、直近の五月におきましては百二十五・四ドルとなっております。

○吉井委員 直近の五月の百二十五ドルもありましたけれども、マックス、最大値では百三十五ドルをつけているんですね、バレル当たり。ですから、本当に深刻な事態が進んでいると思うんです。

資源エネルギー庁にあわせて伺いますが、エネルギー白書の中で、原油価格高騰の中で、ファンダメンタルな価格は幾らでプレミアムは幾らと見ているか。これは少し分析の時期が古いですが、今はプレミアムは幾らと見ているかを伺っておきます。

○北川政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたエネルギー白書でございますが、五月二十七日に閣議決定され、国会に報告されてございます。その中で、最近の原油価格の高騰が、中長期的な石油需給の逼迫傾向に加えて、投資資金、投機資金の先物市場への流入、これによって生じていることを分析してまいりました。

具体的には、二〇〇七年後半の原油価格一バレル九十ドルのうち、需給のファンダメンタルな要因による価格は五十から六十ドル程度であると試算してございます。

直近百二十五ドル、また今下がってございまして百二十五ドルぐらいでございますけれども、その中で六十ドルから七十ドルぐらいがやはりファンダメンタルな部分であろうと考えてございまして。(吉井委員「プレミアムと呼ぶ」プレミアムは、その差額の六十ぐらいになるかと思えます。

○吉井委員 ですから、〇七年分で見たとときに大体三十ドルと見ていたんですね。今おっしゃったように、直近では六十ドル台になってきている

二倍なんですね。本当に短期間に投機資金によって原油価格が高騰していることが見えると思うんです。

原油生産は、供給不足というよりも、アメリカの精製装置の老朽化と、設備更新に投資しない、金さえもうければいいという発想が根底にあつて、だから、原油価格高騰だけでなく、そういった流れの中で実は原材料費が随分高騰してきて、国内の中小企業は大きな打撃を受けています。

エネ庁は投機資金というのを挙げておりますが、大田大臣は原油価格高騰と投機資金についてどういうふうに見ておられるかを伺います。

○大田国務大臣 原油価格の高騰には、今議論にありましたように需給の逼迫というのは当然ございます。ございませうけれども、さらに、足元での急激な上昇というのは、サブプライムローン問題を契機として、投資家の資金がリスクの高い金融資産からリスクを回避して実物資産に流れている、また、金融資本市場の安定のためにアメリカが金融緩和を進めたことによつて、さらにマネーが原油市場に流れているという背景がございます。そういう資金が流入したところに加えて、アメリカの在庫水準が低水準になった場合、あるいは中東やアフリカで地政学的リスクが発生した場合に、原油の高騰に結びついていくという動向にあります。

したがって、投機マネーの存在というのは否定できませんし、やはり足元ではそれが原油価格を押し上げていると私も見ております。

○吉井委員 現実を踏まえて日本経済の安定のために何をやるかということ、それはまた同時に、世界経済の安定のためにどうするかということが今の最大の問題だと思うんです。

実は最近、アメリカの連邦議会の証言で、マスタート・キャピタル・マネジメントのポートフォリオマネジャーであるミカエル・W・マスタート氏がこういうことを言っていますね。議会は指標投機家の行動を規制するべきである、本当の現物

のリスクヘッジを行っている業者と投機家に分類されるべきであるとして、この瞬間にも何千億ドルという投機資金が商品先物市場に向かうとしていいます。もし迅速な行動が行われないならば、食料とエネルギー価格は一層高騰するでしょう。このことは何百万人もの世界の貧しい人々の飢餓を意味しかねませんと証言をしております。

もともと先物取引そのものは、江戸時代の大坂の堂島で、米とか木材とか実需と結びついた商品先物、要するにリスクヘッジですね、そういうもので発明されたという点では非常に知恵の産物だと思ふんです。ただ、当時から金融ばくちのようになばくち打ちとは違う世界なんですね。

日本の国内措置としては、いわば金融ばくちでも言える投機資金規制をどういうふうに行うていくのかということをややはり考えなきゃいけないし、それがまた国際的にも、飢餓の問題、食料問題を解決する上でも大事なことでと思うんですが、大田大臣のお考えを伺っておきたいと思うんです。

○大田国務大臣 御指摘の問題はそのとおりだと思いますが、大変難しい御質問です。産油国を初め、余りに動いているマネーが巨額であるということがございます。

この投機マネーをどういうぐあいにコントロールしていくのかというのは、今多くの先進国で、何とかしなければと思う一方で、どう具体化していくのかということに直面しております。先物価格も、先生がおっしゃったように、これは現物価格をむしろ安定させるための仕掛けであったのが、今、先物価格が現物価格を振り回しているような状態が起こつてきております。こういう初めに遭遇するような非常に難しい状況の中で何をしていくのか。

例えば、サブプライムローンの証券化商品のときは、せめて情報だけは全面的に開示するような規制はできないかということで議論は進んでおりますけれども、国際商品市場は、必ずしもそのことは情報という問題がそれほど大きいわけではあ

りませんので、そこでどう規制していくのかというのは、実は私も考えあぐねているような問題です。

まずは国際的に協調体制をとり、構造的に取り組んでいくことが必要なんだろうと考えております。

○吉井委員 経済財政諮問会議を担当して、あなたが日本の経済財政の司令塔のころのいわば事務局長格といえますか、専務の役割をしてもらっているんでしょう。そこがうまい知恵を出してもらわぬと、やはり困ると思うんですよ。

ジョージ・ソロスさんという例の有名な方が最近語っておりますが、過去二、三十年のトレンドを加速させたのは、市場が行き過ぎをみずから修正するという誤解だ、そのせいで規制緩和と自由化が進められた、市場には自動調整機能があるという信仰を強めてしまった、しかし実際には、この二十年間で数多くの金融危機が発生し、いずれも解決には当局の介入が必要だと。

大田大臣に伺っておきたいのは、やはり投機資金が世界と日本に深刻な影響を及ぼしているというのは事実ですから、そうすると、世界経済と人類の生存の危機につながりかねない、この認識を持って、どう投機資金の規制というのをやっていくのか。

複雑に見えても、複雑だと言っているだけじゃ物事は解決しませんから、やはり、実需と結びついたもの、それから実需と結びつかない、いわば金融ばくちに相当するもの、そういうものをきちんとして仕分けをして解決していく、それにどう取り組んでいくのかということを、それは大臣の方でお考えいただくところだろう。そうでなくや、日本の政府の中でどこも考えるところがないということになりますから、この点について大臣のお考えを伺います。

○大田国務大臣 投機マネーが非常に深刻な影響を及ぼしているという認識は、そのとおりです。しかし、投資と投機の間というのはそれほど明確に分けられるものではありません。それから、一

きようはこれで質問を終わります。

○中野委員長 引き続き、警察に関する件について調査を進めます。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案起草の件について議事を進めます。

この際、一言申し上げます。

本委員会にオウム真理教の犯罪による被害者の方が見えなくなっております。

犠牲になられた方々とその御遺族に対し心から哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々とその御家族に心からお見舞いを申し上げます。

本委員会は、被害者の方々の長い間にわたる苦痛に思いをいたし、本法律案を起草することいたしました。

本件につきましては、先般来理事等において協議いたしました結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得た次第であります。

この際、本起草案の趣旨及び内容について、委員長から御説明申し上げます。

まず、本起草案の趣旨について御説明申し上げます。

平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等は、暴力で国の統治機構を破壊するなどの主義のもとに行われた、無差別大量の殺傷行為であり、悪質重大な国家的テロリズムであります。また、これらテロ行為に至る過程でも、坂本弁護士事件に見られるように、教団に立ち向かった者やその家族が、教団の発展を阻害する者として、殺傷行為の犠牲となっております。すなわち、これらの被害者は、いわば国の身がわりとして犠牲となったもので、これらの被害者の救済を図ること、は、テロリズムと闘う我が国の姿勢を明らかにするものでもあります。本起草案は、このような趣旨から、オウム真理教による犯罪の被害者等に対し、給付金を支給するものであります。

次に、本起草案の主な内容について御説明申し

上げます。

まず、給付金の支給対象者につきましては、以上のような趣旨を踏まえ、オウム真理教によるテロリズム等の犯罪として八つの対象事件を掲げた上で、それらの事件の被害者や遺族の方を対象としております。

給付金の性質については、見舞金的性格の給付とされております。これにがんがみ、給付額につきましても、被害の程度と金額を、六段階に類型的に定めております。具体的には、死亡された方や重度の後遺障害を負った方について二十万円とする一方、介護を要する後遺障害を負った方については、介護の負担などを考慮して特に手厚い給付を行うべく、三十万円とするなどとしております。

給付の手続及び事務については、被害者や遺族の方が、提出資料について、過重な手続負担を負わないようにするなどの観点を踏まえ、所要の規定を置いております。このような観点からの措置として、裁定に必要な記録等の分類、整理、提出については、公務所のみならず、オウム真理教に対する破産申し立て事件の破産管財人等にも求めることができることとしております。

また、国による求償権の取得について規定を置き、国が、給付を行った額の限度において、損害賠償請求権を取得することとしております。なお、この国が取得した求償権については、被害者の残存損害賠償請求権と競合する場合、その行使に当たり、本件給付金の支給が被害者救済の趣旨によるものであることを踏まえ、慎重かつ適切になされることを要するものであります。

最後に、テロリズムによる被害者の救済のあり方について、検討規定を置いております。

以上が、本起草案の趣旨及び主な内容であります。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○中野委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。泉国家公安委員会委員長。

○泉国務大臣 政府としては、特に異議はございません。

○中野委員長 お諮りいたします。本起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中野委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十分散会

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教

団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となつてゐることを踏まえ、国においてこれらの犯罪行為（以下「テロリズム等」という。）の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「オウム真理教犯罪被害者等」とは、次に掲げるオウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為（以下「対象犯罪行為」という。）により死亡した者の遺族及び対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負った者（オウム真理教の構成員であつた者を除く。）をいう。

一 平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件に係る犯罪行為

二 平成六年六月二十七日から同月二十八日にかけて発生した松本サリン事件に係る犯罪行為

三 平成元年十一月四日に発生した弁護士及びその妻の殺人事件に係る犯罪行為

四 平成六年五月九日に発生したサリンを使用した弁護士殺人事件に係る犯罪行為

五 平成六年十二月二日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為

六 平成六年十二月十二日に発生したVXを使用した殺人事件に係る犯罪行為

七 平成七年一月四日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為

八 平成七年二月二十八日から同年三月一日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件に係る犯罪行為

2 この法律において「障害」とは、負傷又は疾病について現に治療を行つてゐるか否かを問わず、その症状が固定したときにおける身体上の障害をいう。

3 この法律において「傷病」とは、負傷又は疾病

に係る身体被害(死亡又は障害をもたらすこととなった負傷又は疾病に係るものを除く)であつて、その通院加療の期間が一日以上であつたものをいう。

(給付金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、オウム真理教犯罪被害者等に対し、給付金を支給する。

2 オウム真理教犯罪被害者等のうち、対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負つた者が対象犯罪行為によらないで死亡したときは、その者の遺族(オウム真理教の構成員であつた者を除く)は、自己の名で、その者の給付金の支給を申請することができる。

(遺族の範囲及び順位等)

第四条 給付金の支給を受けることができる遺族は、対象犯罪行為により死亡した者又は対象犯罪行為により障害が残り、若しくは傷病を負つた者であつて対象犯罪行為によらないで死亡した者(以下この条において「死亡被害者」という。)の死亡の時に於いて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 死亡被害者の収入によつて生計を維持していた死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

三 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合においては、前項の規定の適用については、その子は、その母が死亡被害者の死亡の当時死亡被害者の収入によつて生計を維持していたときにあつては同項第二号の子と、その他のときにあつては同項第三号の子とみなす。

3 給付金の支給を受けるべき遺族の順位は、第一項各号の順序とし、同項第二号及び第三号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号

に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によつて給付金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、当該給付金の支給を受けることができる遺族としない。当該給付金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

5 給付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人がした申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

(給付金の額)

第五条 給付金の額は、次の各号に掲げるオウム真理教犯罪被害者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 対象犯罪行為により死亡した者の遺族 二千万円

二 対象犯罪行為により障害が残つた者 次のイからハまでに掲げる障害の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 介護を要する障害として国家公安委員会規則で定める障害 三千万円

ロ イに掲げる障害以外の重度の障害として国家公安委員会規則で定める障害 二千万円

ハ イ又はロに掲げる障害以外の障害として国家公安委員会規則で定める障害 五百万円

三 対象犯罪行為により傷病を負つた者 次のイ又はロに掲げる傷病の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 重傷病(その通院加療の期間が一年以上であつた傷病をいう。ロにおいて同じ。) 百万円

ロ イに掲げる重傷病以外の傷病 十万円

2 前項第二号イの国家公安委員会規則は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定に基づく障害等級(以下この項において単に「障害等級」という。)の第一級又は第二級に該当する障害であつて介護を要するものを、同号ロの国家公安委員会規則は障害等級の第一級から第三級までに該当する障害(同号イに掲げる障害を除く)を、同号ハの国家公安委員会規則は障害等級の第四級から第十四級までに該当する障害を、それぞれ、参酌して定めるものとする。

(裁定の申請)

第六条 給付金の支給を受けようとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならない。

2 前項の申請は、この法律の施行の日から二年を経過したときは、することができない。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に第一項の申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から六月以内に限り、同項の申請をすることができ。

4 政府は、オウム真理教犯罪被害者等(第三条第二項の遺族を含む。以下同じ。)に対し給付金の支給手続の実施等について周知するための措置その他第一項の申請に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(裁定等)

第七条 前条第一項の申請があつた場合には、公安委員会は、速やかに、給付金を支給し、又は支給しない旨の裁定(支給する旨の裁定にあつては、その額の定めを含む。以下同じ。)を行わなければならない。

2 給付金を支給する旨の裁定があつたときは、当該裁定に係る申請をした者は、当該裁定に係る額の給付金の支給を受ける権利を取得する。(裁定のための調査等)

第八条 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、第六条第一項の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせることができる。

2 公安委員会は、裁定を行うため必要があると認めるときは、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 申請者が、正当な理由がなくて、第一項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭をせず、又は医師の診断を拒んだときは、公安委員会は、その申請を却下することができる。

4 公安委員会は、申請者がオウム真理教犯罪被害者等に該当するかどうか及び対象犯罪行為による被害の程度を判断するに当たっては、オウム真理教犯罪被害者等が置かれていた状況を踏まえて申請者に対して過重な負担を課することのないようとする観点から、オウム真理教に対する破産申立事件の記録、対象犯罪行為に係る刑事事件の訴訟に関する書類、対象犯罪行為により被害を受けた者に対する労働者災害補償保険法その他の法令による給付等に係る記録等(次条第一項において単に「記録等」という。)を必要に応じ用いる等、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

(国家公安委員会による資料の提出の求め)

第九条 国家公安委員会は、必要があると認めるときは、公務所及びオウム真理教に対する破産申立事件の破産管財人等に対し、公安委員会が裁定を行うために必要となる記録等の情報の内容を国家公安委員会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、国家公安委員会に提出するよう求めることができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により提出を受けた資料を、公安委員会に提供することができる。

る」を加える。

(検討)

第六条 国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となつてゐること等を踏まえ、国においてこれらの犯罪行為の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、給付金の支給に充てる費用として約十六億円、その事務の執行に要する費用として約一億円の見込みである。

第百六十二回国会内閣委員会議録第七号中正誤

ページ 段 行 誤

正

一〇 三 天 農産漁村

農山漁村

平成二十年六月十三日印刷

平成二十年六月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇